特228
235

勤倹奨励施設

0035699000

0035699-000

特２２８－２３５

勤倹奨励施設

香川県勤倹奨励委員会・編

香川県勤倹奨励委員会

昭和２

AGE

特228
235

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス

顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ內國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誡ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學述益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萠シ輕佻危激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻危激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ羨ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

序

本編故知新ト言フガ如ク過去ヲ顧ミソノ縮圖ヲ作リ、之ガ鳥瞰ヲナスハ徒事ト言フベキニアラズ。

一、本編ヲ編纂スル所以ノモノハ第一回勤儉奬勵强調週間ヨリ第七回同週間ニ至ルマデノ施設實行シタル概況ヲ知ランガ爲ニ蒐集摘錄シ以テ一般ノ參考ニ資セントスルニアリ。

香川縣學務部社會課

目次

一、中央政府の施設
1、勤倹奨勵に關する内閣總理大臣の聲明
2、勤倹奨勵に就て　若槻内務大臣演説要旨
3、勤倹奨勵に關する計畫
イ、勤倹奨勵方針の樹立に就て
ロ、勤倹奨勵の計畫要綱
一、勤倹奨勵の要旨
二、勤倹奨勵の機關
三、勤倹奨勵の方法
ハ、勤倹奨勵中央委員會々則
4、勤倹奨勵中央委員會決議事項
二、勤倹奨勵運動に關する本縣の施設狀況
1、勤倹奨勵運動經過概況
イ、勤倹奨勵香川縣委員會設置要項
ロ、勤倹奨勵香川縣地方委員會々則
ハ、勤倹奨勵香川縣地方委員會の組織

2、香川縣地方委員會にて決定したる實行事項
イ、第一回勤倹强調週間 三〇
ロ、第二回勤倹强調週間 三〇
ハ、第三回勤倹强調週間 三一
ニ、第四回勤倹强調週間 三二
ホ、第五回勤倹强調週間 三二
ヘ、第六回勤倹强調週間 三三
ト、第七回勤倹强調週間 三四
3、本縣に於ける勤倹奬勵運動實績概況
イ、講演會、活動寫眞會、展覽會等開催に關する件 四一
ロ、能率增進に關する件 四一
ハ、奢侈を戒め冗費を省くの件 四四
ニ、應分の貯蓄を實行するの件 四五
ホ、年末年始に於ける社交上の弊風改善に關する件 四六
ヘ、儉約生活の提唱に關する件 四六
ト、婦人の自覺を促すの件 四七
チ、生活に餘裕ある向に對し勤倹實行を强調するの件 四八
リ、公共的設備使用に關する件 四九
ヌ、生活改善に關する件 四九
三、勤倹奬勵により生れたる地方の施設
1、郡市町村の施設 七〇
2、男女青年團の施設 七〇
イ、青年團の活動 七一
ロ、女子青年團の努力 七二
3、學校の施設 七三
イ、男子中等學校の部 七四
ロ、女子中等學校の部 七五
ハ、小學校の部 七五
四、勤倹奬勵より生れたる美談 七六
五、貯金の狀況 七八
1、貯金概況 七八
2、銀行預金 七九
3、信用産業組合預金 八〇
4、郵便貯金 八一
イ、郵便貯金 八一
ロ、簡易保險加入狀況 八二

六、結
附　錄
標語、チラシ集

勤儉奬勵施設

一、中央政府の施設

1、勤儉奬勵ニ關スル内閣總理大臣ノ聲明

大戰終結ノ後既ニ七年、歐米列强ハ夙ニ財政經濟ノ整理緊縮ヲ斷行シ、其ノ國民亦能ク翕然トシテ力ヲ勤儉ニ致シ、戰後ノ經營國力ノ充實兩ツナカラ既ニ見ルヘキモノアリ、翻テ内ニ顧ミルニ帝國ハ戰時經濟界ノ好況ニ溺惑シテ人心一タヒ度ヲ失ヒ、輕佻浮華ノ風隨テ生シタル以來節制ノ加ヘ難キモノ玆ニ年アリ一面戰後ノ反動ヲ經テ經濟界ノ不況ヲ來タシ其ノ整理安定未タ成ラサルニ際シ慘烈無比ノ災禍ニ遭遇ス、財政上ノ負擔ハ歲計累年ノ膨脹ト相俟テ頓ニ重キヲ加ヘ一般ノ消費亦爲ニ繁キヲ致ス、產業ノ萎靡貿易ノ逆勢愈々著シク邦家ノ前途憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、是レ正ニ朝野竦然トシテ戒愼シ決然起テ國運ノ發展ヲ期圖シ擧力一致民風ヲ作興シ勇斷以テ難局ノ打開ヲ策スヘキノ秋ナリ、畏クモ　九重ニ於カセラレテハ深ク世局ヲ軫念アラセラレ客年十一月國民精神ノ作興ニ關スル　詔書ヲ煥發セラレ國家興隆ノ本ヲ固クスルノ道ヲ示サセ給フ、然レトモ積年ノ頽風ハ今尙ホ之ヲ一轉スルニ難ク奢侈浪費ノ習未タ改マルニ至ラサルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ、不肖就任以來銳意　聖旨ニ副ハムトシ先ツ庶僚ヲ督勵シテ官紀ノ振肅ヲ遂行シ由テ以テ一般綱紀ノ肅正ニ資スルヲ念トシ、中央地方ヲ通シテ行政及財政ヲ整革シ冗費ヲ節シ餘費

ヲ捻出シ財界ノ安定國力ノ振興ヲ圖リ更ニ贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル法律ノ制定其ノ他各般ノ施設ニ依リ現下ノ難境ニ對スル國民ノ自覺ヲ促シ奢侈安逸ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉力行ノ美風ヲ振起セムコトヲ期シタリ

茲ニ震災一周年ノ日到ルニ方リテ當時ヲ回想スルニ百年拮据ノ都邑一朝ニシテ大半廢墟ニ歸シ光景慘憺人ヲシテ今尙膚ニ粟スルヲ覺ヘシム、爾來一年復興ノ事業前途固ヨリ遼遠ナリト雖而カモ莽年ナラスシテ生業回復見ルヘキモノアルヲ認ム艱苦ニ耐ヘ窮乏ヲ忍ヒ皷勵緊張大ニ自ラ任スル者ニシテ初メテ能ク斯ノ如クナルヲ得ヘシ、既ニ此猛然タル努力ノ體驗ヲ經タリ、今乃チ當時以來ノ記憶ヲ新ニシテ意ヲ決スル所アラハ克己自制以テ陋習ヲ打破スル蓋シ至難ノ業ニ非サルナリ顧フニ深刻ナル印象永ク拭フヘカラサル是ノ日ヲ出發點トシテ勤勞ヲ尙ヒ業勞ヲ樂ミ無爲徒食ヲ斥ケ年來ノ惰風ヲ一轉シテ齊シク紀律節制アル生活ニ入ルハ當サニ爲ササルヘカラサルノコトタリ、不肖ハ國民カ深ク自ラ當時ノ心ヲ喚起シ相率キテ質實剛健ノ風ヲ興シ進ンテ世局匡救ノ負擔ヲ分チ以テ　聖旨ヲ對揚スルニ於テ遺憾ナカルヘキヲ信ス而シテ是レ實ニ不肖ノ切ニ期待スル所ナリ

大正十三年九月一日

内閣總理大臣子爵　加藤高明

2、勤儉奬勵に就て國務大臣の講演

勤儉奬勵に就て

（若槻内務大臣演述要旨）

一、大震災と國民精神作興に關する詔書

昨年の本日は我國民に取つて永劫に忘れ難き一大天殃の紀念日である。一日にして十數萬の生靈を殪し數十億の國富は失はれたのである。其の人命並に國富の莫大なる實に日清、日露の兩戰役の結果を合計したるものにも下らない所である。單に我國歷史上に其の例を見ざる一大慘事たるのみならず、世界を通じての一大慘禍であつて、其の我國力に及ぼしたる影響の如きは之を精査すること殆ど不可能の有樣である偖て此の天殃に際會して、如何にして復興し、國力を恢復し、以て國民生活の安定を招來すると共に、明治以來營々として築き上げたる我國の國際的地位を保持し、列强と伍して恥しからぬ實力を確立すべきは國民齊しく憂慮措く能はざる所であつたが、畏れ多くも　皇室に於かせられては、此等の點に就き深く御軫念在らせられ、昨年十一月十日國民精神作興に關する詔書を賜はり、國民に對して其の進むべき指針を昭示し給ふたのである。詔書に「輓近學術益々開け、人智日に進む然れども浮華放縱の習漸く萌し、輕佻詭激の風も亦生ず。今に及びて時弊を革めずむば或は前猶を失墜せむことを恐る。況や今次の災禍甚だ大にして、文化の紹復國力の振興は、皆國民の精神に待つをや、是れ實に上下協戮、振作更張の時なり」と仰せられたのは、即ち之れあるがためで、聖慮深遠寔に感激に勝へない。

國民たるもの深く相誡めて、夙夜兢々詔書の御趣旨に副ひ奉らむことを期すべきは言ふまでもないこと

である。さり乍ら國民精神作興の要は、今次の大震火災の慘害を恢復する爲に始めて生じたるものではない。詔書に「輓近學術益々開け、人智日に進む。然れども浮華放縱の習漸く萌し、輕佻詭激の風も亦生ず」とあるが如く、浮華放縱、輕佻詭激の弊風は、實に世界大戰以後我國上下の慢性的疾患であつたのである

二、世界戰亂以後に於ける奢侈の弊並に國民思想の動搖

世界戰亂は各國に其の影響を及ぼし、東亞に僻在する我國の如きも、國民生活の物心方面に深甚なる影響を受けたのである。戰時中我國商品の販路は對外的に大いに擴張せられ、外國貿易は常に輸出超過を示したのであつたが、此の間我國民經濟は非常なる活況を呈し、國民の間には自ら成金氣分醸成せられ、奢侈贅澤の風は、社會の各方面に橫溢したのであつた、而して戰爭終了後に於て、我國が戰時中獲得したる商品の海外に於ける販路は、再び諸外國の爲に蠶食せられ、戰爭終了の第一年より、既に貿易關係は逆調に急轉し內地產業は萎微不振となり、遂に大正九年には經濟界に一大瓦落を演出するに至り、爾來產業界は慢性的不景氣に陷つたのであつたが、戰時中に馴致せられたる不健全なる奢侈放逸の風潮は、容易に收まるべくも見えなかつた。他面世界戰爭に胚胎して勃興した詭激なる反社會的思想は、我國に對しても非常なる影を與へ、思想界は漸く渾沌たる狀態を呈し、此の間自ら詭激の風潮も湧發するに至つたのである斯くの如くにして一面奢侈放縱の風は戰後も依然として變ることなく、他面思想界も靜穩を得るの遑なかりし時に當り、昨年の本月本日、我國は突如として振古未曾有の一大天災に襲はるゝに至つた、此の天災は一面國民の缺陷を曝露したる跡無きに非ざるも、他面に於ては我國民的美所を發揮するの好機會を與へ

たのである。即ち國民精神は、此の際異常なる緊張を示し相隣扶助の熱誠溢るゝが如く、國力の全部を擧げて帝都の救援に向ひ、克く秩序を維持し、救護を完うし直に復興の善後策に進むことを得しめたるは、實に我國民精神の強味を遺憾なく發揮したものである。然るに此の國民的總努力の緊張狀態も近時漸く弛緩の傾きあり、今日に於ては奢侈の風贅澤の俗、再び震災前に復歸せむとするの徵あるを見るは洵に深憂に堪へざる次第である。

三、世界戰亂以後に於ける我國の財政並に經濟の概況

世界戰亂以後、我國の社會狀態が、引續き不健全の狀態に在りしことは、既に述べた通りであるが、此の間我國の財政並に狀態は、果して斯の如き放逸なる國民生活を許し得べき狀態に在つたのであらうか。茲に稍々計數的に戰後我國に於ける財政經濟の難局に在ることを說かねばならない。

先づ中央の財政に就て見るに、戰時好況時代に膨脹を重ねたる歲計は、財界不況の時代に入るも、容易に緊縮することを得ず。大正十三年度實行豫算を以て、之を戰前大正二年の歲計に比較するときは、其の歲出は五億三千餘萬圓より、十六億一千五百餘萬圓に增加し、約三倍の數字を示して居る。而して國債の總額は大正二年度末に於て內國債十億五千四百餘萬圓、外國債十五億二千九百餘萬圓計二十五億八千四百餘萬圓なりしもの、本年六月末日には內國債三十一億六千六百餘萬圓、外國債十五億千四百餘萬圓計四十六億八千餘萬圓となり、約二倍の增加を示して居る。

更に進んで地方財政の狀態を見るに、大正二年度歲出の三億二千七百餘萬圓は、大正十二年度に於ては

十一億五千四百餘萬圓となり、三倍强の膨脹を示して居る。加之地方債は、大正二年度末の三億千六百餘萬圓より、大正十三年五月末日の八億四千四百餘萬圓となり、將に三倍に垂んとして居る。

右の如く我財政は、中央地方を通じて急激なる膨脹を來し、國民經濟を壓迫すること甚だしきものあり大震火災善後の事業を控へたる今日、其の前途は極めて多難なりと言はなければならぬ。

次に我國の貿易に就て見るに、戰時中我國は交戰國の輸出杜絶に乘じて、大いに海外に販路を擴張し、內地產業亦非常の活況を呈したるを以て、外國貿易は異常なる發展を遂げたのである、輸出入總額は戰前大正二年の十三億六千餘萬圓より、戰爭の將に終了せむとする年、大正八年の四十二億八千餘萬圓に增加し、此の間常に輸出超過を示し、大正六年即ち戰亂の半に於ては五億六千餘萬圓の輸出超過を示すに至つた。而して大正二年より大正八年に至る七年間の輸出超過總額は實に、十四億圓餘に達したのである。然るに戰後に於ては、交戰各國の經濟的活動の開始と共に我國外國貿易は頓に不振となり、累年輸入超過を繰返し、昨年の入超は朝鮮臺灣の分を加へて、六億二千二百餘萬圓の巨額に上り、本年上半期に於ては既に七億千百餘萬圓の入超を告げ、大正八年以降の入超累計實二十七億七千百餘萬圓の多きに達したのである。隨て我國の正貨も大正十年一月二十一億九千餘萬圓の最高記錄に達したるもの、逐次減少して本年七月末には、十六億三千五百餘萬圓となつたのである。外國貿易の不況右の如き次第であるから、我國の對外信用も漸く墮ち、外債の募集は意の如くならず、爲替相場の如きも異常の低落を告ぐるに至つたのである。

內地の經濟狀況を一瞥するに、大正九年の大反落以來消費品、奢侈品、最近に於ては建築材料に關する

產業に於て多少の活氣を見るの外、一般に萎微不振にして、金融は常に硬塞し、物價は依然低落の徵を見ない。斯の如く產業は振はず、外國貿易は逆調なるに拘らず、金利は高く物價は低下の徵を見ざる所以のものは、我國經濟界の極めて不健全なる狀態に在ることを示すものにして、金融の硬塞は、即ち國力の不足、富の蓄積の足らざるの致すところ、物價の低下せざるは、一般國民の不健全に過大なる消費の致すところと觀測せらるゝ次第である。

以上述ぶるが如く我國の財政經濟は、今や一大難局に遭遇しつゝ在るのであつて國民一般上下協戮、一大勇猛心を振起して、總努力を爲すに在らずむば、此の難局の打開は至難であると言はなければならぬ。茲に於て眼を轉じて歐洲諸國が戰後經營の努力を見るに以て他山の石と爲すべきもの尠しとしない。

四、歐洲諸國戰後經營の狀況

戰時中各交戰國は國を擧げて力を戰爭に集中したる爲、其の財政は非常なる膨脹を示したるは勿論國民經濟も亦非常なる創痍を蒙つたのである。戰火終熄するに及んで、各國は財政經濟復興の一大難關に逢着したのであるが、各國要路の當局は勿論、國民全般奮勵努力克く此の難局に處して、其の方途を誤ることなく、財政の緊縮を圖ると共に、國民經濟の整理に鞅掌し、產業の復興、國民生活の安定、國力の充實に着々成功を收めつゝ在る。殊に最近ロンドン會議の結果佛獨の軋轢緩和せられ、獨逸の經濟復興と賠償に關する圓滿なる協定遂げらるゝに至つたが故に、各國將來の經濟的發展は、期して待つべきものありと推測せらる。

今茲に一例として、英國に於ける財政經濟復興の努力を擧げむに英國の歳出入は、戰爭終了の年即ち一九一九年度に於ては、歳入十三億三千九百餘萬磅、歳出十六億六千五百餘萬磅にして、歳出は歳入を超過し居りしもの、一九二〇年度に於ては、歳入十四億二千五百餘萬磅、歳出八億九千三百餘萬磅となり、美事に財政緊縮の實を擧げて居る。次に戰時中英國民が熱烈なる愛國的努力を以て、食料に關する諸船の制限に服し乍ら、婦人に至るまでも、軍需工業は勿論、或は公共事業、或は農産業に從事し、報公の至誠を致せるは顯著なる事實であるが、此の國民的總努力は、戰後經營に對しても引續き行はれたのであつた。今之を勤儉貯蓄に關する方面に就て見るに、一九一六年には國民貯蓄奬勵の機關が設けられ、中央地方相呼應して其の奬勵に當り全國を通じて二萬に近き貯蓄實行組合が設置せられ、主として民間の運動として勤儉貯蓄の實行に力を盡し、貯蓄債券の購入を勸誘したのである。此の戰時貯蓄債券は、戰後は國民貯蓄債券と改稱せられ、引續き發賣せられつゝあるのであるが、今其の實行高に就て見るに、戰時中即ち一九一六年二月より一九一九年三月迄の總額は二億四千餘萬磅に達し、一九一九年四月より一九二二年三月迄即ち戰爭終了後の狀況に就て見るも、其の間二億五百餘萬磅に達して居る。斯の如き驚くべき事績を擧げ得たる所以のものは統制ある貯蓄奬勵機關の活動に依ることも勿論であるが、此の機關に策應して、貯蓄實行組合員の自發的に爲したる愛國的努力に依ることを極めて大なるものありと言はなければならぬ。右の如く英國の朝野を擧げて實行したる政策が、國民經濟の復興に、如何なる効果を齎したるかは、其の物價指數の移動に依て窺ふことが出來る。今英京ロンドンに於ける一九一四年(大正三年)七月の物價指數を一〇〇とするとき、一九一

五年(大正四年)は一二九・二となり、漸次昂騰して一九二〇年(大正九年)には二九七・四と云ふ最高の數字を示したるも、其の後漸次低下して一九二四年(大正十三年)五月に於ては一七六・五即ち一九一四年に比し、一倍半强の騰貴を示すに過ぎざるに至つた。然るに我國に於ては戰後等しく財政經濟の難局に逢着し乍ら、何等徹底的に施設するところ無かりしが故に、前揭英京ロンドンの物價指數に比較して、帝都東京の物價指數は一九一四年(大正三年)七月を一〇〇として一九二〇年(大正九年)には最高二七二・八に達し其の後低下の趨勢捗々しからず、一九二四(大正十三年)五月猶ほ二一五・六即ち大正三年に比し、二倍强の狀態に在るのである。

五、如何にして我國の現在難關を打開すべきか

既に述べたるが如く、我國の財政經濟狀態は、世界戰爭後非常な難局に直面して居るに、かてゝ加へて昨秋の大震火災は、一日にして幾十億の國富を灰燼に歸せしめたるが故に、其の難境、彼の世界大戰後に於ける交戰各國のそれと相讓らざる狀態に立到つたのである。而も國民の奢侈放縱、輕佻詭激の俗尙ほ革まらざるものあるは、洵に深憂の至りである。斯の如くにして漫然推移せむか、我國の前途寔に憂慮に禁へざるものがある。

此の難關に善處するの道は如何、即ち上下協心戮力、朝に在つては財政並に行政整理を緊縮し、一面能率の增進を圖ると共に、他面財政の基礎を鞏固にし、進んで財政の國民經濟に對する壓迫を去除し、以て産業の發展を促進すべきは勿論、民間に於ては進んで勤儉貯蓄の國風を作興し、以て生產を增加し、資本

を蓄積し、物價並に金利の低落を計り、產業貿易を伸張し、相呼應して國運の隆昌を期するの外はない。

抑々勤儉貯蓄は質實剛健、醇厚中正なる精神の產物であり、又反對に質實剛健醇厚中正なる精神の母でもある。之を個人的に觀るも又社會的に觀るも、經濟上は勿論道德上に於ても至重の意義を有するものである。之を經濟的に觀察するならば、個人的には生活の安定を齎し、社會的には生產の增加、資本の蓄積を齎す。之を道德的に觀察するならば、個人的には獨立自尊の精神涵養の源泉であり、社會的には最も容易にして通俗なる方法に依る社會奉仕である。換言すれば勤儉貯蓄は、經濟と道德とを連結するところの關鍵である。

さり乍ら、言ふに易く行ふに難きは勤儉貯蓄である。古より勤儉貯蓄の必要は常に唱へらるゝところ殊に德川時代に於ては、法制を以て之を强制せむとしたことさへあつた。又最近我國に於ても此の種の奬勵は、數回全國的に試られたのであつたが、多くは充分なる成果を收め得ざりし憾があつた。併しながら由來天惠に乏しき我國に於て、今日斯の如き窮乏の狀態に立到つた事實を眞に了得するならば、何人と雖も徹底的に此の方法に依るに非ずむば國運の打開は、望み難きことを悟るに違ひない。

然らば勤儉貯蓄は如何なる方法に依つて之を實現すべきか。先づ第一に、苟も擧國一致の實を擧ぐるが爲には、生活に餘裕ある者と雖も、無爲徒食の恥つべき行爲なることを自覺し、進んで業務に服し、勤勞以て社會に奉仕するの氣風を興さなければならぬ。第二に、既に業務を有する者は精勵恪勤、殊に能率の增進を計つて優秀なる成果を擧ぐるに努めなければならぬ。特に生產の業務に從事する者に於ては、製品の改善向上に最善の努力を致さねばならぬ。今や我國は國際貸借の關係上、外國品の使用は出來得る限り

之を抑制せねばならぬ狀態に在るのであるから、生產の業に服する者は、粗製濫造を戒め優良なる內地生產品を以て外國品に代へしめ、更に進んでは世界市場に活躍するの覺悟がなければならぬ。第三に、國民は相誡めて奢侈贅澤の抑制に努めなければならぬ。奢侈贅澤の風が、戰時中より漸を逐ふて瀰蔓したる事實は既に述べたる所であるが、試に之を酒並に煙草の消費量に就て見るに、大正八年に於ては七百十三萬四千三百十四石、國民一人當一斗二升七合となり、更に大正十一年には稍々減少したるも、尙ほ六百八十八萬九千百六十一石、國民一人當一斗二升に及んで居る。次に卷煙草の消費量に就て見るに、大正三年には七十五億六千七百九十六萬餘本國民一人當百四十二本なりしもの、大正八年に於ては百七十二億九千五十二萬餘本、國民一人當四百十九本に增加して居るのである。又近時外國製奢侈品の輸入も莫大であつて其の內酒類煙草及貴石のみに就て見るも、其輸入額大正九年に於ては二千百八十二萬餘圓に達し、大正十二年に於ては一千二百四十五萬餘圓に上つて居るのである。此等の數字は、奢侈の流行を雄辯に證明するものと言ふことを得べく、國民擧つて反省すべき點である。政府は茲に見る所あり、輸入奢侈品の關稅重課を斷行し、國民精神緊張の一助に資せむとしたのである。若し我國民にして各自が一年十圓宛奢侈品の消費を節したならば、茲に直に六億の國富を生み出す計算となるのである。第四に、以上述ふる所の外我國民日常の社會生活上並に個人生活上改善すべき點決して尠しとせぬ。社會生活上虛禮虛飾の徒らに多きことは我國の久しきに亘る病弊である。之等は斷然廢すべきである。又個人生活上、規律と節制とを缺くが如きは相共に戒

めなければならぬ。時間の不勵行、電力、瓦斯、淨水使用の無節制等に因り、我國民が不用意の間に蒙りつゝある個人的並に社會的損失に莫大なるものありと信せらる。以上の如くして生み出したる餘剰貯蓄の方法としては、或は既設の貯蓄機關を利用し、或は新に貯蓄團體を組織する等、便宜の手段を取るべきであるが、此際特に慫慂致したきは、近く發行せらるべき震災地の復興並に產業の振興の目的とする復興貯蓄債券の購入である。最後に申す迄もなきことながら、勤儉貯蓄は決して吝嗇を奬勵する意味のものではない。之は賢明なる消費と、賢明なる貯蓄を意味するものなること勿論である。故に苟も人間生活に必要若は幸福を齎すべき消費である限り、決して其の趣旨に反せざるものなることを、御了得ありたいのである。

以上縷々申述べたる如く、世界戰亂後財政上經濟上、並に社會上の難局の後を承け、振古未曾有の天殃に遭遇したる我帝國の危機を轉回し、以て　聖旨に副ひ奉るの道は、擧國一致勤儉貯蓄の美風を作興することを以て其の第一歩なりとするものと信ずるものである。

曾て世界大戰亂に當り英國の宰相ロイド、ヂョルヂは、戰亂數年間の艱難を以て、千歳の經驗に値すと爲し、「此の苦き經驗と、敎訓とを活用することを忘るゝならば、是れ神の與へたる試練を無視するものと謂はなければならない」と述べた。我國民たるもの、戰後の難局並に昨秋の一大天殃に依る敎訓と經驗とを雲煙過眼に附し、今にして、覺醒するところなくむば、是れ實に天の與へたる試練を無視するものなのである。

3、勤儉奬勵に關する計畫

（イ）勤儉奬勵方針の樹立に就て

世界大戰勃發の當初に於ては其の經濟的影響を推測して危懼の念を抱くもの少からざりしが、戰局の推移に伴ひ我國の財界は却つて未曾有の好景氣を呈し、人心次第に經濟の好況に慣れて節度を逸し輕佻風を爲すに至り、其の一般風敎に及ぼす影響は至大にして經濟的反動亦避くべからざるに至れり。而して大正九年俄然として襲來せる恐慌に次いで、慘憺甞て見ざる關東の災禍に遭遇するや、國費頓に加重し產業は不振に陷り、遂に大正十二年十月一日精神作興に關する御詔書を煥發し給へり。此の時に於て國民相互の實生活を省みる時悚然として腦底に感ずるものあり、曰く擧國一致奢侈浪費の風習を一洗して國力の興緩を期するにあるのみ。たま〳〵大正十三年八月二十日勤儉奬勵に關する計畫要項なるものが閣議に於て決定し內務次官並に社會局長官は二十七日付を以て各地方長官に對し閣議に於て決したる計畫要綱に基き地方の實情に應じ適宜計畫を定め之が實績を擧ぐるに努むる樣通達されたり。

九月十日社會局に於て勤儉奬勵中央委員會會則を決定し十月十三日第一回勤儉奬勵中央委員會を開催し次で十五日第二回委員會を開催し其の席上に於て左の事項を審議決定されたり。

一、勤儉奬勵は常時之を爲すは勿論なるも隨時三日乃至一週間の期間を定めて特に其の運動を强調し之が實績を擧ぐるに努むること。

二、前項の期間に於て爲すべき事項左の如し。

一、中央委員會にありては

甲、勤儉奬勵に關する適當なる資料を蒐集し之を地方に配布すること。

乙、前項の資料中にはポスターを用ふるを妨げざるも之れが圖案標語等に就ては有效適切のものを撰擇し且つ成る可く各地方に適應するを旨とすること。

二、地方委員會にありては

甲、講演會、活動寫眞會、展覽會等の開催並に宣傳ビラ其他印刷物の配布を爲すこと。

乙、地方の事情に應じ左記事項を適宜具體化して其の實行を奬勵すること。

イ、勤勞を尙び業務を樂しむの氣風を養ふこと。

ロ、各自の業務に精勵し能率の增進に努むること。

ハ、社會公共の事業に貢獻すること。

ニ、奢侈を戒め冗費を省き生活上の弊風を矯正すること。

ホ、國產愛用の念を涵養すること。

ヘ、應分の貯蓄を實行すること。

三、第一項の期間は其の都度勤儉奬勵中央委員會に於て定むること、其の第一回は全國に亘り大正十三年十一月より向ふ一週間とすること。

(ロ)勤儉奬勵の計畫要綱

昨秋大震の餘殃未だ銷へず現下內外の情勢頗る多事なるに拘らず浮華放縱の弊依然として俗をなすは邦家百年の爲め寔に憲心に禁へざる所なり、今や國民精神の振張を圖り國家經濟の難關を打開し以て國力の伸暢を期するは事極めて緊急の要務に屬す而して此の時局を濟ふの第一は戊申詔書並に國民精神作興に關する詔書の御趣旨を奉體し質實剛健の民俗を作り勤儉力行の國風を興し、以て國力の充實を計るに在り依りて茲に勤儉奬勵の運動を興し國運の進展に資せんとす今之れが趣旨機關並に方法に就き其の概要を示すこと左の如し。

一、勤儉奬勵の要旨

二、勤儉奬勵に關する機關

三、勤儉奬勵の方法

一、勤儉奬勵の要旨

一、戊申詔書並に國民精神作興に關する詔書の趣旨を普及徹底せしめ國民をして之れが實踐窮行を期せしむること。

二、質素勤勉貯蓄の道德的並に經濟的意義を闡明し且つ其の力行の必要なる所以を明にすること。

三、刻下我國財政並に經濟の難局に在るを明にすると共に國際貸借の狀勢に鑑み貿易改善の必要を說き以て國民の反省自覺を促すこと。

四、無爲徒食の個人的並に社會的に不可なる所以を明かにし國民擧つて勤勞を尙び業務を樂しむの氣風を

養ふこと。

五、能率増進の方法を講じ優秀なる成果を收めしむること。

六、勉めて國產品を以て外國品の使用に代へ贅澤品に就ては外國民と内國品たるとを問はず之が消費を抑制するの要あるを說明すること。

七、生活を簡素にして社會生活に於ける各種の弊風を矯正するの必要に就き國民の覺醒を促すこと。

八、公債の應募債券の購入郵便貯金、簡易生命保險其の他の各種方法による貯蓄を奬勵すること。

二、勤儉奬勵に關する機關

一、勤儉奬勵中央委員會を設置すること。

內務大臣の管理の下に勤儉奬勵中央委員會を置き內務文部大藏農商並遞信等の關係官吏及民間に於ける學識經驗ある者を以て之を組織し擧國一致勤儉の實を擧ぐるに就き諸般の調査攻究を爲し關係各方面に於て擔當實行すべき事項を協定すること。

二、勤儉奬勵地方委員會を設置すること。

地方に於ては中央に準じ地方長官を中心とし勤儉奬勵地方委員會を道府縣廳に設置すること。

但し此の種の施設にして既設のものある場合は之を勤儉奬勵地方委員會に代ふることを得。

三、敎化團體其の他の民間團體の協力を求むること。

1、敎化團體產業組合其の他の公益的諸團體

2、實業團體其の他の團體

四、官公署及民間團體に於ては勤儉奬勵委員會に於て講究せられたる事項を參照し相當計畫を定め勤儉奬勵並に其の實行に努むること。

三、勤儉奬勵の方法

一、總理大臣より聲明を發すること。

二、宣傳方法

1、新聞雜誌と連絡を圖り宣傳の協力を求むること。

2、勤儉奬勵に關する冊子を作成頒布すること。

3、勤儉奬勵に關する講演會開催並に活動寫眞の利用を爲すこと。

4、各學校に於ては學生生徒兒童に對し勤儉奬勵の訓話をなすこと。

5、勤儉奬勵に關するポスター標語竝に唱歌民謠の懸賞募集をなすこと。

6、汽車電車內及停車場學校寺院等の適當の場所にポスターを揭ぐること。

7、劇場活動寫眞館寄席等に於て幕間を利用し幻燈其の他の方法を以て勤儉奬勵の趣旨を觀客に宣傳せしむること。

8、郵便切手汽車電車の切符其の他官公署發行の印刷物及消印等に成るべく勤儉奬勵の標語を記入すること。

三、年四回勤儉週間を定め此の運動中には特に國民擧つて勤儉奬勵の實を擧ぐること。
四、國定敎科書に今一層勤儉奬勵の趣旨を加ふること。
五、舶來品即ち優良なりとの誤れる觀念を打破し優良なる國產品を紹介し之か使用を奬勵すること。
六、贅澤品の輸入消費等に關し統計を發表し國民の自覺を促し贅澤品の使用を抑制すること。
七、勤儉實行に關する機關を奬勵すること。
既設各種勤儉實行に關する機關の活動を促すは勿論都市に於ては官公署、軍隊、學校、會社、銀行、工場等を單位とし勤儉實行に關する機關を設けしめ、其の實績を擧げしむること。

（八）勤儉奬勵中央委員會々則

第一條　勤儉奬勵中央委員會は內務大臣の管理に屬し內務省に之を置く。
第二條　勤儉奬勵中央委員會は勤儉奬勵に關する計畫要綱に基き諸般の調査講究並之が實行に關する事項を掌る。
第三條　勤儉奬勵中央委員會は會長一人、委員若干人を以て之を組織す。
會長は內務大臣之に當り委員は內務大臣之を委囑す。
第四條　會長は會務を總理し本會を代表す會長事故あるときは會長の指名したる委員其の職務を代理す。
第五條　勤儉奬勵中央委員會に幹事書記若干人を置き會長之を委囑す。
幹事は會長の指揮を受け庶務を整理し書記は上司の指揮を承け庶務に從事す。

4、勤儉奬勵中央委員會決議事項經

第一回

勤儉奬勵中央委員會決議事項

（自大正十三年十一月十日至同十六日）

一、勤儉の奬勵は常事之を爲すは勿論なるも隨時三日乃至一週間の期間を定めて特に其の運動を强調し之が實績を擧ぐるに努むること。
二、前項の期間に關し爲すべき事項左の如し。
一、中央委員會に在りては
甲、勤儉奬勵に關する適切なる資料を蒐集し之を地方に配布すること。
乙、前項の資料中にはポスターを用ふるを妨げざるも之が圖案標語等に就ては特に有效適切のものを撰擇し且可成各地方に適應するを旨とすること。
二、地方委員會に在りては
甲、講演會、活動寫眞會、展覽會の開催並に宣傳ビラ其の他印刷物の配布を爲すこと。
乙、地方の事情に應じ左記事項を適宜具體化して其實行を奬勵すること。
イ、勤勞を尙び業務を樂むの氣風を養ふこと。
ロ、各自の業務に精勵し能率の增進に努むること。
ハ、社會公共の事業に貢獻すること。

ニ、奢侈を戒め冗費を省き生活上の弊風を矯正すること。
ホ、國産愛用の念を涵養すること。
ヘ、應分の貯蓄を實行すること。

三、第一項の期間は其の都度勤儉奨勵中央委員會に於て之を定むること其の第一回は全國に亘り大正十三年十一月十日より向ふ一週間内とすること。

第二回

（自大正十四年二月十五日至同二十一日）

勤儉奨勵中央委員會決議事項

一、年末年始に於ける社交上の弊風改善に關する件

忘年宴會、新年宴會の開催、年賀狀廻禮及歳暮年玉の贈答等年末年始に於ける社交上改善を要すべき事項多きを以て此の際地方委員會等に於ては各地の事情を參酌し適切なる實行要目を定め社交上の弊風を改善し以て勤儉力行の氣風を作興するの方法を講ずるの要ありと認む。

二、儉約生活の提唱に關する件

我國民生活が不規律に流れて緊張味を缺き殊に經濟生活に於て放漫に失し勞力、時間の空費並金錢の冗費多きは甚だ遺憾とする所なり、依て大正十四年の新春を迎ふると共に規律正しく簡易にして合理的なる生活を營むに努め毎年又は毎月の收支豫算を定めて其の範圍内に於て生活を爲し餘力は之を蓄積する必要ありと認む。

三、官公署等の發行する諸印刷物等差支なきもの、餘白を利用し勤儉奨勵の趣旨を徹底せしむる件

官公署等の發行する告知書、領收書、其他印刷物殊に汽車電車の切符及乘換券等の餘白を利用し勤儉の必要なる所以並之に關する標語等を印刷し一般に交付するは勤儉奨勵の趣旨を徹底せしむる上に於て最も有效なるを以て各官公署に於ては務めて印刷物の餘白を利用して勤儉奨勵の趣旨の徹底を圖るの必要ありと認む。

四、第二回勤儉奨勵運動强調期間決定ノ件

第二回勤儉奨勵運動强調期間は全國一齊に大正十四年二月十五日より一週間内とすること。

第三回

（自大正十四年六月十日至同十六日）

勤儉奨勵中央委員會協議事項

一、勤儉實行に關し婦人の自覺を促すに適切なる施設に關する件

勤儉の實績を擧ぐるは固より國民一致協同の力に俟つ所亦頗る大なるものあるを以て各種婦人團體に對しては勤儉に關する申合事項の設定並に之が實行等に付き一層其の活動を促すと共に講習講話其の他の方法により、家庭經濟に關する知識の普及を圖る等夫々地方の實情に應し適切なる施設を講ずるの要ありと認む。

二、生活に餘裕ある向に對し特に勤儉の實行を强調するの件

生活に餘裕あるもの率先して勤儉の實行に努むべきは明かなるに拘らず生活の安易は動もすれば緊張味

を缺ぎ却て勤儉力行の風を害ふが如き傾向なしとせざるは遺憾とする所なり。依て各種會社、銀行、工場並に商業會議所等に對し生活に餘裕ある向に於て特に勤儉實行方に關し中央委員會長又は地方委員會長名の希望書翰を掲示し以て率先勤儉力行の實を擧げるに資する所あらんとす。

三、都市に對する勤儉奬勵施設に關する件

勤儉奬勵に關しては各地とも夫々其の實情に應じ相當施設せられたるを見るも經濟的活動の最も激甚なる都市に於ては特に其の必要緊切なるものあるに拘らず農村に於ける施設に比し却て遜色あるは遺憾なりと依て此際都市に於ては町會其の他各種團體の活動を促し勤儉の實效を擧ぐるに一段の努力を致すの要ありと認む。

四、第三回勤儉奬勵運動强調期間決定の件

第三回大正十四年六月十日より一週間以内とすること。

第四回

（自大正十四年九月一日至同七日）

勤儉奬勵中央委員會決議事項

一、勤儉實行に關し婦人の自覺を促すべき適切なる施設に關する件

既設主婦會婦人會女子青年團體其他各種の婦人團體を督勵し勤儉に付き一層其の活動を促すと共に一面講習講話其の他の方法に依り家庭經濟に關する知識の普及を圖る等夫々地方の實情に應じ施設を講ぜられ度。

二、生活に餘裕ある向に對し特に勤儉の實行を强調するの件

生活に餘裕あるもの動もすれば緊張味を缺ぎ却て勤儉力行の風を害ふが如き傾向なしとせざるは甚だ遺憾とする所なり、依て此際適切有效なる施設を講じ生活に餘裕ある向に對し一層該趣旨の徹底を圖り勤儉奬勵の實績を擧ぐる樣特に御配意相成度尙中央委員會に於ては貴官に於て適當と認めらるゝ向に對し本會々長名の希望書翰を貴地方委員會を經て發送致すべきに付其の所要部數折返御報告相成度

三、都市に對する勤儉奬勵施設に關する件

勤儉運動に就ては漸次眞摯の度を加へ來りたるも都市に於ては猶一般農村に比し遜色ありと認めらるゝは遺憾とする所なり。依て此際特に力を都市に注ぎ適切なる施設を爲し該趣旨の徹底方特に御配慮相成度

四、第四回勤儉奬勵運動强調期間決定の件

第四回勤儉奬勵運動强調期間は來る九月一日より一週間以内と決定候に付前回實施の實績に鑑み夫々適切なる方策を樹て特に本運動を强調し其の目的の達成に力められ度

第五回

（自大正十四年十一月十日至同十六日）

第五回勤儉奬勵中央委員會決議事項

一、家庭經濟講習會開催の件

豫算生活の提唱其他の指示に依り家庭經濟の方面に於ける勤儉奬勵の趣旨漸く普及せるも之が實行方面

に於て尚一段の奬勵を加ふるの要あり依て本會に於ては近く家庭經濟講習會を開催し以て此の方面に對する實際的知識の普及を圖ると共に一層地方に於ける此の種施設の實行に資するの要ありと認む。

二、優良なる國產品の使用奬勵に關する件

現下我國財政並に經濟の狀勢に鑑み勉めて國產品を以て外國品の使用に代へ貿易狀態の改善を圖るの最も急務たるは夙に之が唱導に努めたる所なるも未だ該趣旨の徹底せざるは遺憾とする所なり、因て此の際展覽會、講演會、其他適當なる方法により優良なる國產品を普く周知せしむると共に其の使用を奬勵し以て輸入超過の趨勢を抑制するは目下緊要の事に屬す。各地方に於ては夫々實狀に應じ適切有效なる施設を講じ如上の目的を達成するに一段の努力を致す要ありと認む。

三、公共的設備の使用に關する件

勤儉の奬勵に依り日常生活特に個人經濟の方面に於ては其の運動漸次實績を收めつゝあるを認むるも一般公共的設備に對しては其の利用動もすれば粗放に亘るの弊を見るのみならず、水道、瓦斯、電氣等の設備に對しても亦其の使用放漫に流るゝもの尠からず、斯の如きは共同生活の根本精神に悖り勤儉の趣旨に反し國民生活上大に留意すべき所なるを以て此の方面に對する智德の涵養に努め從來の弊習を矯むる等地方の實情に應じ夫々適切なる施設を講ずるの要ありと認む。

四、第五回勤儉奬勵運動强調期間決定の件

大正十四年十一月十日より一週間以內

備考　十一月十日は國民精神作興詔書渙發の當日なり。

第六國　（自大正十五年二月十五日至二十一日）

勤儉奬勵中央委員會決議事項

一、勤儉奬勵運動强調期間に關する件

本件に關しては曩に第一回勤儉奬勵中央委員會に於て年四回實施のことに議決せられ爾來會を重ぬること六回全國一齊に之が實施を見たるが本年は寧ろ該强調期間を年二回とし專ら力を具體的計畫の遂行に致し趣旨の徹底を期するを適切なりと認む。

案

第六回　大正十五年二月十五日〕
第七回　大正十五年九月一日〕より一週間以內

二、勤儉奬勵に關し特に婦人團體の活動を促進するの件

勤儉奬勵に關しては特に婦人の自覺を促進すべきことを提唱し更に家庭經濟講習會を開催し此方面に對する實際的智識の普及を圖る所ありしが此の際婦人團體代表者の會同を求め勤儉奬勵に關し之が趣旨の徹底方策を協議し團體相互の連絡提携を密にして本運動のため一層其の活動を促進するの要ありと認む

三、勤儉奬勵に關する活動寫眞筋書懸賞募集之件

活動寫眞を利用して勤儉奬勵の趣旨を普及するは最も有效なりと認めらるゝも目下此の方面に對する適當なるフイルムを得ること極めて困難なる狀態なり依て此の際本會に於て勤儉奬勵に關する活動寫眞の懸賞募集を行ひ其利用により一層之が趣旨の普及を圖るの要ありと認む。

勤儉奬勵中央委員會決議事項

一、家庭經濟改善に關する件

家庭經濟に就ては最に豫算生活を提唱し更に其實際的知識の涵養に關し各般の施設を爲す所ありしが現時の狀態に稽ふれば家事の實務に付ても工夫考案を凝らすの風に乏しく不知不識の中に浪費を重ね放漫に流るゝ等の弊あるは遺憾とする所なり、依つて特に主婦其他家事の實務に當る者に對して如上の弊習を矯むる爲め適切なるパンフレットを刊行する等地方の實情に應じ夫々有效なる施設を講じ以て家庭經濟の改善に一層の力を用ゆるの要ありと認む。

二、勤儉奬勵強調期間に關する件

勤儉奬勵に關しては專ら力を具體的計畫の遂行に致し一層趣旨の徹底を期せむがため年二回と決定せしが更に之が實績を擧げんには國民全般の理解と努力とに俟たざるべからざるは固より其所なりと雖も特に官公衙學校其の他各種團體の施設計畫の適否は強調運動の效果を收むるに於て重要緊切の事に屬す依つて强調期間に於ては中央地方の各官衙學校其の他關係各種團體等に於て率先從前の提唱事項を斟酌し一齊之が實行に力め苟も本運動の趣旨に反するが如き事項は之れを斥け勤儉奬勵强調の實を擧げる樣相當留意するの要ありと認む。

二、勤儉奬勵運動に關する本縣の施設狀況

1、勤儉奬勵運動經過概況

1、勤儉奬勵香川縣委員會設置要項

一、現下我ガ國財政經濟ノ難局ニ在ル事ヲ明ニシ此ノ際更ニ心氣ヲ新ニシテ戊申詔書並ニ國民精神作興ニ關スル詔書ノ趣旨普及徹底ニ依リ無爲徒食ヲ斥ケ勤儉ヲ尙ヒ業務ヲ樂シム氣風ヲ養フト共ニ協力一致生活改善能率增進ニ依リ素質勤勉貯蓄ノ實踐躬行ヲ期スルコト

二、公債、債券ノ應募購入、貯金保險等ニ依ル貯蓄ヲ奬勵スルト共ニ副業、殖林ノ奬勵等ニ依ル勤儉貯蓄ヲモ奬勵スルコト

三、以上ノ目的ヲ遂行スル爲本縣ニ於テハ勤儉奬勵中央委員會ニ準ジ勤儉奬勵香川縣委員會ヲ設置シ更ニ各郡市ニモ同委員會ヲ設置セシメ相呼應シテ勤儉奬勵ニ關スル調査講究並ニ計畫實行ノ機關トシ目的ノ徹底ヲ計ラントス

四、各郡市ニ於ケル官公署、軍隊、學校其ノ他各種團體ト連絡シ講演、講話會等ヲ開催スルト共ニ同團體ヲ單位トシ勤儉實行機關ヲ設クル等其ノ實績ノ向上ヲ計ラントス

附則

一、勤儉奬勵香川縣委員會ハ知事ノ管理ニ屬シ香川縣廳內ニコレヲ置ク

第一條　勤儉奬勵香川縣委員會ハ知事ノ管理ニ屬シ香川縣廳內ニコレヲ置ク

第二條　勤倹奨励香川縣委員會ハ勤倹奨励ニ關スル計畫要項ニ基キ中央委員會ト連絡シテ諸般ノ調査講究竝ニ實行ニ關スル事項ヲ掌ル

第三條　勤倹奨励香川縣委員會ハ會長一人委員長若干人ヲ以テ之レヲ組織ス會長ハ知事コレニ當リ委員長委員ハ會長之レヲ委嘱ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス會長事故アル時ハ委員長其ノ職務ヲ代理ス

第五條　勤倹奨励香川縣委員會ハ幹事一人書記若干人ヲ置キ會長コレヲ委嘱ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ掌理シ書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

八、勤倹奨励香川縣委員會ノ組織　（昭和二年一月現在）　次第不同

職名	氏名
委員	香川縣知事	三浦實生
會長	香川縣書記官	眞船民伊
委員	高松高等商業學校長	隈本繁吉
委員	香川縣々會議長	木村栄吉
委員	香川縣産業組合聯合會長	岡佳吉
同	百十四銀行專務取締役	中村新太郎
同	香川縣書記官	足立逵夫
同	地方事務官	都木輝
同	高松市長	石原留吉
同	丸龜市長	大須賀巖
同	香川新報社長	小田桑次
同	四國民報社長	瀬尾等
同	香川縣教育會副會長	鈴木幾次郎
同	香川縣神職會長	琴陵光熙
同	香川縣女子師範學校長	伊藤義彦
同	高松郵便局長	梅田寅一
同	日本勸業銀行高松支店長	浦山一朗
同	香川縣佛教會長	今里遊玄
同	香川縣師範學校長	小林武三
同	第十一師團副官	八木清一朗
同	香川縣書記官	早川三郎
同	神戸鐵道局高松出張所長	原清武
同	高松商業會議所會頭	下津捨一
同	丸龜聯隊區司令官	新徳太郎

委　員　坂出地方專賣局長　花田政泰
同　地方事務官　相野田彌平
同　間島德次郎
同　金子柳太郎
委員幹事　同
以上二十八名

2、香川縣地方委員會にて決定したる實行事項

イ、第一回勤儉奬勵香川縣委員會（大正十三年十一月六日）

一、第一回勤儉奬勵強調期間中に於て縣下一齊に宣傳實行すべき事項決議
自十一月十日至同月十六日一週間を通じて早起、時間勵行、必要以外の消燈
十一月十日　禁酒
同　十三日　禁煙
同　十五日　貯金

二、縣下に於ける勤儉奬勵の宣傳實行方法に付協議し可成廣く講演會、活動寫眞會、協議會を開催し又勤儉奬勵に關する標語を募集し之れを宣傳する事

ロ、第二回勤儉奬勵香川縣委員會（大正十三年十二月二日）

第二回勤儉奬勵強調期間中に於て縣下一齊に宣傳實行すべき事項

年末年始に關する一切の禮式裝飾等は此際可成簡素を旨とすること
一、年賀狀に關するもの
年賀狀は節約し縣内の者には可成廢すること
二、松飾に關するもの
1、松飾は可成質素を旨とすること
2、門松の如きは可成枝松を用ひ立派なる若松の濫伐を避くること
三、年末年始の贈答に關するもの
贈答は可成御互に廢すること
四、其他地方の慣習上奢侈虛禮に亘るが如き風習の矯正に努力すること

ハ、第三回勤儉奬勵香川縣委員會（大正十四年二月三日）

一、第二回勤儉奬勵強調期間中に於て縣下一齊に宣傳實行すべき事項
二月十五日　禁酒
同　十八日　禁煙
同　二十一日　貯金
一週間を通じて實行、早起、時間勵行、必要以外の消燈
二、冠婚葬祭に於ける弊風を調査し之が改善を期す

三、各種宴會の弊風を調査

第三回勤儉强調週間を中心として其前後に於て本縣の施設事項

一、第四回勤儉奬勵香川縣委員會開催

(イ)六月二日に第四回勤儉奬勵香川縣委員會を開催し第一、第二回の强調運動の成績に鑑み第三回に於ては縣下一齊に

六月十日　禁煙日
同　十二日　禁酒日
同　十六日　貯金日

尙一週間を通じて

早起
時間勵行
必要以外の消燈
金錢の收支を記帳すること
必要品以外の物を買入れぬこと

を實行することゝし之を縣下各戸に宣傳する爲印刷物を作成することゝなしたり。

(ロ)縣下に於ける小學校、中等學校の兒童生徒に對しては各學校に於て適當なる實行事項を決定し實行せしむる事となしたり。

(ハ)冠婚葬祭の虚禮虚式を改善し冗費の節約をなす爲其改善事項につき同委員會に於て之れが調査講究をなし居りたるが同日の委員會に於て審議の結果別項の通り決定し縣下に於ける各種團體は其趣旨に基き申合をなさしめ極力實行宣傳に努力せしむることゝなりたり。

二、勤儉實行宣傳ビラ作製

勤儉奬勵縣委員會に於て決定の勤儉實行要目を宣傳するの目的を以て實行事項掲記に併せて金錢出入記入票の印刷物を十七萬枚作成し縣下各戸へ配布し以て實行事項を周知せしむると共に金錢出入を記入せしめ特に希望の女學校へは生徒全員に配布して金錢の出入票を使用せしむる等宣傳に努めたり。

三、勤儉奬勵講演會開催

勤儉奬勵運動を强調し併せて縣決定の實行要目を宣傳するの目的を以て縣主催の下に左の通り縣下各郡市に亘り講演會を開催したり。

六月五日	高松市立尋常高等小學校	聽講者	八〇〇人
六日	大川郡三本松町		六〇〇
六日	綾歌郡宇多津町		六〇〇
七日	木田郡田中村		五〇〇
七日	丸龜市城北小學校		一、三〇〇
八日	香川郡由佐村		四〇〇
八日	仲多度郡龍川村		五〇〇

九日　小豆郡四海村
九日　三豊郡仁尾町
計　七〇〇
二、〇〇〇
七、四〇〇

右講演會には勤儉奬勵縣委員會委員長を初め各委員分擔して各所二人以上出張して講演をなし又縣に於ける活動寫眞班の外に廣島遞信局活動寫眞班の來援を得て勤儉、副業奬勵、貯金、保險等の活動寫眞映寫講演をも併せてなしたり。

四、其他の講演協議會

縣主催講演會の外各郡市町村、部落主催の下に講演、講話、協議會を開催し各自申合せの上相互相誡めて勤儉實行の實を擧ぐる樣努力せしめたり。

五、簡易生命保險加入勸誘

簡易生命保險加入勸誘に關し六月三日縣下各郡市長宛左の通り周知方を發したり。

簡易生命保險は加入容易にして不時の際一定の金額を得る上に於て一般貯蓄以上の效果有之候ものと被存候につきては來る六月十日より一週間全國的に勤儉奬勵運動を强調するに際し地方郵便局と連絡し此種の勤儉貯蓄の美風を作興し共濟的精神を涵養する樣相成度該保險料は徒らに中央に吸收する事を避け其需要に應じて之を社會政策又は公共利益の爲地方へ還元する目的を以て夫々低利長期の貸付を行はれ現に本縣に對しても約六拾萬圓の貸付を行はれ居る次第にて今後加入者の增加に伴ひ其金額も逐次增加すべく之が普及は時節柄寔に適恰なるものと被存候條右御含みの上貴管下に普く御周知方

可然御取計相成度候也

六、勤儉奬勵地方支會並に分會施置

各郡市には郡市長を中心とせる勤儉奬勵郡市支會を設置せしめ目下全郡市設置したる外町村長を中心とせる地方分會を設置せしむることゝし以て縣委員會と連絡して諸般の調査講究並に實行に關する事項を掌理せしむることゝせり。

二、第四回勤儉奬勵强調期間中具體的計畫事項

一、勤儉奬勵香川縣委員會の決議に基き縣下一齊に左記事項實行する事と相成り之れを縣下各戶に宣傳するの目的を以て宣傳用チラシ十六萬枚を作成し縣下各戶並に各種團體等に對し廣く配布せり。

九月一日（火）　禁　酒　日
九月四日（金）　禁　煙　日
九月七日（月）　貯　金　日

自九月一日至九月七日一週間を通じて實行

早　起
時間勵行
必要以外の消燈
金錢の收支記帳

必要以外の物を買入れぬこと

二、縣下公私立中等學校、小學校の生徒兒童に對しては各校に於て適當なる實行事項を定めて實行せしめ其實行項目と成績とを報告せしむる樣なしたり。

三、各郡市長並に勤儉奬勵各郡市支會長を通じて管下各町村部落各種團體に於て第四回勤儉奬勵強調期間前講演會協議會等を開催し宣傳に努力すると共に特に實行の申合をなさしめたり。

四、縣主催の下に第四回勤儉強調期間前より期間中に渉り左記日割に依り勤儉奬勵講演會並に活動寫眞會を開催することゝなしたり。

月日	時間	場所	講師
八月廿六日	午前七時半開會同十時半閉會	大川郡津田町	勤儉奬勵香川縣委員一名若クハ二名出張講演ナラス
廿七日	同	木田郡前田村	同
廿八日	同	香川郡淺野村	同
廿九日	同	丸龜市鹽屋	同
九月一日	同	高松市栗林町	同
二日	同	三豐郡詫間村	同
三日	同	仲多度郡鳳凰村	同
四日	同	綾歌郡山田村	同
五日	同	木田郡平井町	同
六日	同	丸龜市金倉	同

一、勤儉奬勵強調期間中縣下一齊に實行すべき事項は勤儉奬勵香川縣委員會に於て左記の通り決定し之れを縣下各戶に宣傳せり

十一月十日（火）　御詔書奉讀日
同　十一日（水）
同　十二日（木）
同　十三日（金）　禁煙日
同　十四日（土）
同　十五日（日）
同　十六日（月）　貯金日　保險日

尙一週間を通じて實行すべき事項

早起。時間勵行。公共的設備愛用。金錢の收支記帳。必要品以外の物品を買入れぬこと。

二、縣下中等學校、小學校に於ては各校に於て特に實行事項を定め生徒兒童に實行せしめ勤儉奬勵運動の趣旨を徹底せしむると共に勤儉の慣性を作る樣なさしむ。

三、第五回勤儉奬勵運動強調期間中縣下一齊に實行を强調すべき事項を縣下各戶に宣傳するの目的を以て印刷物を十五萬枚作成し郡市町村を通じて縣下各戶に配布せり。

四、勤儉奬勵中央委員會作成にかゝるポスター三千七百枚を縣下各町村に配付し學校、役場、神社、佛閣

電車停留所、公會堂等一般公衆の目に觸るゝ所に揭げ勤儉運動の強調に努めたり。

五、郡市町村に於ては種々團體等の主催の下に一般に對する勤儉奬勵に關する講演講話協議會を開催する外此際特に婦人に對する講演講話會を開催して一般婦人の自覺に依り勤儉力行、冠婚葬祭の改善宣傳實行方を懇憑せり。

六、縣下中等學校に於ては此際事情の許す限りに於て婦人文化講演會の類を開催して一般婦人の自覺を促し勤儉力行、生活改善に努力する樣通達せり。

勤儉奬勵講演會日割表

（主催香川縣）

月日	時	場所	講師
十一月三日	午後七時開會同十時閉會	大川郡白鳥本町	小林師範學校長
同四日	同	木田郡四植田村	梅田高松郵便局長
同五日	同	小豆郡土庄町	今里縣佛教會長
同六日	同	高松市	森部地方課長
同七日	同	香川郡弦打村	浦山勸業銀行高松支店長
同九日	同	三豐郡財田大野村	渡邊社會教育主事
同十日	同	綾歌郡岡田村	木村縣會議長
同十一日	同	丸龜市	土屋神戸道局高松出張所長
同十二日	同	仲多度郡本島村	丸山囑託

八、第六回勤儉奬勵強調週間

（自大正十五年二月十五日至同二月廿一日）

具體的計畫事項

一、第六回勤儉奬勵強調期間中縣下一齊に實行を強調すべき事項は之を勤儉奬勵香川縣委員會に於て協議の結果「勤儉奬勵強調運動の實行事項は毎回同一項目を繰り返へして實行し以て勤儉の良習慣を作るにあらざれば其效果少し」との多數委員の意見に基き今回は「反省日」「公會出席」の二項目を加へたる外第一回以來の實項事項に則り左記の通り決定し之を縣下各戸に宣傳せり。

二月十五日（月）　禁酒日
二月十六日（火）
二月十七日（水）　禁煙日
二月十八日（木）
二月十九日（金）　貯金日、保險日
二月二十日（土）　反省日
二月廿一日（日）

尙一週間を通じて強調實行事項

早起
時間勵行
公共的設備愛用
金錢收支記帳

必要品以外の物品不買

公會出席

ト、第七回勤儉奬勵強調週間に於ける計畫事項（自大正十五年九月一日至九月七日）

八月十一日勤儉奬勵香川縣委員會を開催し第七回勤儉奬勵強調期間に於て縣下一齊に實行を強調すべき事項左記の通り決定之を縣下各戸に宣傳することゝせり。

九月壹日（水）禁酒日、禁煙日、關東大震災反省日、關東大震災に關する講演日

九月五日（日）奉仕日

九月七日（火）貯金日、簡易保險加入日

一週間を通じて實行

節酒節煙　前記禁酒日、禁煙日と定めたる日には之を嚴守するは勿論其他に於ても節酒節煙をなし其慣性を作ることに努力すること。

早起　遲くとも午前五時迄に起き其の日の仕事順序に從ひ精勵すること。

時間勵行　集會に際し開會の時間をも豫告し置き之が實行を期すること。

公共的設備愛用　必要以外の消燈、瓦斯、水道水の節約公共物の愛用より愛物心の養成に及ぼすこと。

金錢の收支記帳　豫算生活に入るの第一歩として一家の金錢收支記帳をなす。

一個人としても金錢の收支を記帳し一つは備忘とし一つは反省節約以て合理的生活に入るの

資料とすること。

必要以外の物品不買　身分不相應なる物品、無くても不自由なきもの等の購入を見合はすこと。

公會出席　修養と働きと休養のけじめを付け研究心を旺盛にし努めて公會に出席すること。

3、本縣に於ける勤儉奬勵運動實績概況

イ、講演會、活動寫眞會、展覽會等開催に關する件

一、講　演　會

（A）第一回勤儉奬勵強調週間

郡敎育部會主催

通俗活動寫眞講演會。毎月十日紀念日と定め早朝村民を社殿に集め神職講話の任に當り以て民風作興に努むる樣なしたり。

郡佛敎會、神職會主催

勤儉奬勵巡回講演會

高松市神道會主催

ポスターを配布し又講演會演藝會を開催し多大の效果を收めたり。

高松市御坊町蓮井玄聽氏

自費を以てポスター二千枚を印刷し之を配布、出張講演をなし大に勤儉の勸奬に努めたり。

木田郡下高岡小學校にては兒童を引率して神社に參拜し敬神の念を高からしむと共に勤儉實行に對し神前にて誓はしめたり。

（自大正十三年十月一日至大正十四年三月三十一日）

（B）勤儉奬勵講演會等開會成績調

	縣主催		郡主催		市町村主催		其他團體主催		計	
	度數	參加人員	度數	參加人員	度數	參加人員	度數	參加人員	度數	參加人員
講演會	五	三、九〇〇	五	二、八〇〇	一四六	四八、九七二	三四九	五六、六〇二	五〇五	一一三、二七四
活動寫眞及幻燈	一六	一七、五〇〇	六	三、六二〇	二五	一四、八七七	一七五	一〇四、八二〇	二三二	一四〇、八一七
芝居	一	一	一	一	三	一、八〇〇	五	四、六七〇	八	六、四七〇
其ノ他	一	一	一	一	四	一、八二〇	一五	五、〇九五	一九	六、九一五
計	二二	二一、四〇〇	二	六、四二〇	一七八	六七、四六九	五四四	一七一、一八七	七五四	二六六、四七六

（C）第三回勤儉奬勵强調週間講演會

月日	開會時	場所	講師	聽講者數	備考
六月五日	午後八時	高松市尋常高等小學校	浦山委員	八〇〇	廣島遞信局ヨリノ活動寫眞
同六日	同	綾歌郡字多津町	石原委員	六〇〇	同
同七日	同	丸龜市紀念館	小林委員	一、三〇〇	同
同八日	同	仲多度郡龍川村	三井委員	五〇〇	同
同九日	同	三豐郡仁尾町	伊藤委員	二、〇〇〇	同
同六日	同	大川郡三本松町	岡田委員	六〇〇	香川縣廳ノ活動寫眞
同七日	同	木田郡田中村	佐藤委員	五〇〇	同
同八日	同	香川郡由佐村	三谷委員	四〇〇	同
同九日	同	小豆郡四海村	金子委員	七〇〇	同
			坪井委員		
			河部委員		
			廣田委員		
			丸山囑託		

（D）第四回勤儉奬勵强調調講演會

月日	時間	場所	講師
八月廿六日	午後七時半開會	大川郡津田町	勤儉奬勵香川縣委員一名若クハ二名出張講演ヲナス
同廿七日	同十時半閉會	木田郡前田村	同
同廿八日	同	香川郡淺野村	同
同廿九日	同	丸龜市城屋	同
九月一日	同	高松市栗林町	同
同二日	同	三豐郡詫間村	同
同三日	同	仲多度郡豐原村	同
同四日	同	綾歌郡山田村	同
同五日	同	木田郡平井町	同
同六日	同	丸龜市金倉	同

（E）第五回勤儉强調週間講演會

月日	時間	場所	講師
十一月三日	午後七時開會十時閉會	大川郡白島本町	小林師範學校長
同四日	同	木田郡四植田村	梅田高松郵便局長
同五日	同	小豆郡土庄町	今里縣佛教會長
同六日	同	高松市	森部地方課長
同七日	同	香川郡弦打村	浦山勸業銀行高松支店長
同九日	同	三豐郡財田大野村	渡邊社會教育主事
同十日	同	綾歌郡岡田村	木村縣會議長
同十一日	同	丸龜市	土屋神戶鐵道局高松出張所長
同十二日	同	仲多度郡本島村	丸山囑託

(F)第六回

家庭經濟講習會開催

內務省社會局主催の家庭經濟講習會に本縣より出席受講せし小豆島高等女學校教諭戶澤イマ、女子師範學校教諭松本シカの兩氏は其後機會ある毎に地方婦人の爲めに講演並に實地指導をなし居りしが今回縣社會教育主事井村貫一郎產業主事桑城勝三郎等と共に二月十四日より同月十八日まで縣下郡市に於ける縣主催の家庭經濟講習會に出演して一般婦人に對し冗費節約生活改善の實際的指導をなしたり其他郡市町村、各種團體並に縣下中等學校に於ても此後特に婦人の覺醒に依り勤儉實行の實を擧ぐべく婦人文化講演會、生活改善協議會等を開催し縣下一齊に勤儉奬勵運動に對する婦人の自覺を促すべく努めたり。

(G)第七回勤儉奬勵強調期間

國家的大運動としての勤儉奬勵の提唱あること既に六回、縣下民心の緊張其度を加へ各團體又活動し漸次實績を擧げつゝありと雖も、尚地方的風習に囚はれ依然弊習を繰り返し之を看過するが如き多々ありて未だ難局打開の道近からずとなすは洵に遺憾なりとす。

我邦現下の情勢に鑑み勤儉力行の必要彌々切なるものあるは朝野普く之を認むる處にして或は生活改善と云ひ、或は民力涵養と絶叫し、又は勤儉奬勵と唱へ之に對する官民の宣傳日も亦足らざるの秋第七回勤儉奬勵強調週間に當る、本縣施設として曩に勤儉奬勵地方委員會に於て決定されたる施設事項を基本とし宣傳チラシ三十萬枚を印刷製作し縣下各官衙、町村、學校、並男女子青年團體に配布すると共に左記日割により勤儉奬勵講演會及生活改善巡回講演會を開催し以て縣民一致協力と不斷の努力を促進し特に此の際一家經濟の主腦者たる婦人の自覺に俟つべき緊切なるものあるを唱導せり。

尙ほ週間第一日たる關東震災記念日には縣廳員握飯辨當持參とし其範を一般に示すと共に特に高松市に於ては縣社會事業主事補丸山臣右縣有自動車に便乘し宣傳チラシ二萬枚を散布して該運動宣傳に努めたり。

(ロ)第七回勤儉奬勵強調週間　勤儉奬勵講演會日割表

月日	曜	時間	場所	講師	聽講者數	活動寫眞ニ使用セシフイルム
三日						

八月廿三日	月	午後八時開會 同十一時閉會	大川郡引田町小學校	社會課長 金子委員	一、七〇〇	難局打開 全八卷
同 廿四日	火	同	木田郡古高松村小學校	高松高等商業校長 隈本委員	一、二〇〇	農業共同作業、ベッギーの新聞記者、トビーの眞心
同 廿五日	水	同	香川郡檀紙村小學校	社會課長 金子委員	一、三〇〇	難局打開 全八卷
同 廿六日	木	同	小豆郡大鐸村小學校	渡邊社會教育主事	八〇〇	農業共同作業、ベッギーの新聞記者、トビーの眞心
同 廿七日	金	同	綾歌郡金山村小學校	井村社會教育主事	一、五〇〇	同
同 廿九日	日	同	三豐郡柞田村小學校	社會課長 金子委員	一、〇〇〇	同
同 三十日	月	同	丸龜市聖跡紀念館	縣神職會長 琴陵委員	九〇〇	同
同 三十一日	火	同	高松市龜阜小學校	産業組合聯合會長 岡委員	一、二〇〇	同

備考　講演略一時間。活動寫眞二時間、丸山社會事業主事補映寫解說せり。

講師演題

金子委員　「我が國の二大危機と國民の覺悟」

隈本委員　「勤儉奬勵運動に就きて」

渡邊社會教育主事　「眞の勤と儉とに就きて」

井村社會教育主事　「勤儉奬勵と能率增進」

琴陵委員　「勤儉と國民の覺悟」

岡委員　「勤儉と産業組合に就きて」

(b)生活改善巡回講演會

月日	曜	場所	講師		聽講者
九月一日	水	三豐郡觀音寺町	自午後零時半至一時半 廣直	自一時三十分至二時三十分 宮脇	自二時三十分至四時 丸山
同 二日	木	仲多度郡琴平町	自午前九時至十時二十分 渡邊	自十時半至十二時 丸山	自一時半至三時 石井
同 三日	金	綾歌郡阪出町	丸山	井村	渡邊
同 四日	土	小豆郡土庄町	井村	丸山	金子
同 五日	日	香川郡香西町	廣直	渡邊	横田
同 六日	月	木田郡平井町	丸山	井村	横田
同 七日	火	大川郡津田町	廣直	金子	石井

（小學上級女子兒童及一般婦人）

六〇〇　三〇〇　四〇〇　五〇〇　四〇〇　六〇〇　三〇〇

備考

講師職氏名及演題

日本の家庭　香川縣立三豐高等女學校長　石井朝太郎

意義ある生活に就いて　香川縣立香川農業學校長　横田三郎平

計畫ある家庭生活　香川縣大川郡長尾尋常高等小學校訓導　宮脇ナッヱ

生活改善に就いて　地方事務官香川縣社會課長　金子柳太郎

婦人と生活改善　香川縣社會教育主事　渡邊豊

勤儉奬勵と能率增進　同　井村貫一郎

單純なる生活へ　香川縣囑記　廣直武夫

如何に生活を改善すべきか　香川縣社會事業主事補　丸山匡右

以上

(c)第七回　講演會開催數及來會者數調

市町村

開催數　五八

來會數　一二、八八四

協議會

開催數　三〇

出席者數　一七六八

青年團

開催數　一〇一

來會員數　六、四一四

協議會

開催數　八一

出席會員數　一、八二〇

處女會

開催數　九〇

出席會員數　三、四六九

協議會　七五

出席會員數　一、五八七

二、活動寫眞

(A)フイルム目錄

フイルム名	卷數	呎數
生活改善時ノ卷	二	一、六五〇
皇太子殿下御歸朝	一	五〇〇
英皇儲御來縣	一	一、〇〇〇
陸軍特別大演習	二	一、六二六
皇太子殿下地方行啓	一	九〇〇
民力涵養自治ノ卷鍬	二	一、八八七
トム公、龜公漫畫	一	八七四
皇后陛下良子女王殿下消費展行啓	一	四五〇
猛獸征服漫畫	一	三五〇
忠僕直助	三	二、三八七
楠公父子	二	一、四五〇
皇太子殿下御成婚ノ御儀	二	一、八〇〇

(B) 活動寫眞講演會調

愛の曲	四			二、八八九
暗き過去	一			
甘き墟水	一			
村の榮光	四			三、七〇〇
潔き歩み	三			二、六九七
ラリーの飛行機	二			一、五〇〇
ベツギーの記者	二			一、四〇〇
トピーの眞心	四			三、五二〇
戰	三			三、一〇〇
天ノ夢	一			四〇〇
空ト海	一			三〇〇
貧女一燈	三			二、二〇〇
孝女光代	三			二、三〇〇
オリムピック競技	一			九〇〇
良子女王殿下	四			一、六〇〇
關東震災	二			一、六〇〇
今日ノ損害	二			一、七〇〇
奮起ノ力	四			三、六〇〇
水ヲ辿リテ	一			八〇〇
農業共同作業	一			七〇〇
團旗の下に	二			一、八〇〇

月日	開催地	映寫フイルム	備考
大正十三年十一月四日	西濱小學校	隣同士、山ノ兄弟、甘キ鹽水、今日ノ損害	西濱婦人會
同十日	西濱常福寺	暗キ過去、御成婚一卷、砂上ノ家、鍬	西濱自治會
同十二日	觀音寺町ライオン舘	甘キ鹽水、鍬、御成婚一卷、隣同士、砂上ノ家、愛ノ曲	縣主催
同	三豐女學校	御成婚一卷、鍬二卷、砂上ノ家二卷	女學校
同十三日	小豆郡池田村	甘キ鹽水、御成婚一卷、隣同士、砂上ノ家、愛ノ曲	縣主催
同十四日	善通寺議事堂	同	同
同十五日	平井町公會堂	甘キ鹽水、鍬、隣同士、砂上ノ家、御成婚、暗キ過去	同
十二月三日	丸龜中學校	奮起ノ力	同校同窓會
同	丸龜高等女學校	奮起ノ力、忠僕直助、甘キ鹽水	同校寄宿生
十二月六日	鶴屋町校	隣同士、砂上ノ家、奮起ノ力、暗キ過去	高松市教育部會
同九日	西濱小學校	甘キ鹽水、天ノ空、鍬、愛ノ曲	同
同十日	同	同	同
同十五日	新瓦町校	暗キ過去、轟同士、山ノ兄弟、砂上ノ家	同
同十六日	同	奮起ノ力、天ノ夢	同
同廿四日	主基農業學校	暗キ過去、隣同士、砂上ノ家、鍬、愛ノ曲	農學校
大正十四年一月九日	丸龜市記念舘	忠僕直助、鍬、奮起ノ力	聯隊區司令部
同廿七日	木田郡屋嶋村	猛獸征服、鍬、隣同士、砂上ノ家、愛ノ曲、御成婚	屋南佛教會
同三十一日	阪出女子師範校	猛獸征服、鍬、砂上ノ家、御成婚、愛ノ曲、桃太郎ト鬼	女子師範校友會
二月十一日	香西町	隣同士、山ノ兄、弟暗キ過去	香西町主催
二月十三日	大川郡富田村	鍬、隣同士、山ノ兄弟、御成婚、砂上ノ家	縣主催

同	十四日	小豆郡草壁町	隣同士、山ノ兄弟、御成婚、砂上ノ家、震災第五、忠僕直助
同	十五日	縣　公會堂	砂上ノ家、御成婚、奮起ノ力
同	十六日	三豐郡笠田村	同
同	十七日	琴平町小學校	同
同	十八日	綾歌郡林田村	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、忠僕直助
同	廿六日	仲多度郡四箇村	同前ニ(鍬ヲ加フ)
同	廿七日	同　四條村	同
同	廿八日	同　七箇村	暗キ過去、同隣士、砂上ノ家、御成婚、奮起ノ力
三	月四日	小豆郡淵崎村	隣同士、砂上ノ家、奮起ノ力
同	五日	同　安田村	暗キ過去、猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、奮起ノ力
同	七日	大川郡長尾町	隣同士、砂上ノ家、奮起ノ力
同	八日	同　引田町	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災御視察、忠僕直助
同	十二日	丸龜市	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災御視察、忠僕直助
同	十三日	木田郡下高岡村	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災御視察、村の榮光
同	十四日	同　牟禮村	同前外ニオリムピック
同	十七日	三豐郡財田村中校	猛獸征服、隣同士、村の榮光
同	十八日	同　和田村	綾歌郡陶村、震災地御視察
同	十九日	同　法勳寺村	香川郡安原村、震災地御視察
三	月廿四日	綾歌郡陶村	同　圓座村劇場、震災第五卷、村の榮光
同	廿六日	香川郡安原村	大川郡小海村
同	廿七日	同　圓座村劇場	
同四	月十三日	大川郡小海村	

同	十四日	丹生村	猛獸征服ニ代フルニトム公龜公
同	十五日	鶴羽村	同
同	十六日	鴨庄村	貧女ニ代ヘ忠僕
同	十七日	石田村	同
六	月六日	三本松町	前猛獸征服、震災第五卷、オリムピック、王子女王殿下寒鬱御登山、村ノ榮光
同	七日	木田郡田中村	同
六	月八日	香川郡由佐村	猛獸、オリンピック、村の榮光
同	九日	小豆郡四海村	暗キ過去、猛獸、オリンピック、御成婚、震災、村の榮光
七	月二十日	大川郡津田町	同　外ニ水ヲ造リテ
同	二十三日	木田郡庵治村	猛獸征服、オリンピック、水ヲ造リテ、孝女先代村の榮光
同	三十一日	三豐郡本山村	震災、奮起ノ力、潔キ歩ミ
八	月廿六日	大川郡津田町	水ヲ造リテ、奮起ノ力、潔キ歩ミ
同	廿七日	木田郡前田村	同
同	廿八日	香川郡淺野村	同
同	廿九日	丸龜市豐屋	水ヲ造リテ、村ノ光榮
九	月一日	高松市栗林校	同外ニ潔キ歩ミ
同	二日	三豐郡詫間村	同
九	月三日	仲多度郡豐原村	同
同	四日	綾歌郡山内村	同
同	五日	丸龜市金倉	同
同	六日	木田郡平井町	同

同		縣主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、忠僕直助
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		大川高女校	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		木田高女校	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		第四區青年團	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		縣主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		同	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光

縣		主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、忠僕直助
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
仲多度郡農會			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
村		主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同		催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
町		主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
市産業組合			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
郡		主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
縣		主催	猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
同			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光
大川郡佛教會			猛獸征服、隣同士、砂上ノ家、震災第五、村の榮光

同	十六日	香川郡佛生山町	水ヲ迎リテ、村の光榮、外ニ潔キ歩ミ
同	十七日	輜重隊第十一大隊	忠僕直助、水ヲ迎リテ、村の榮光
十一月	二日	縣公會堂	縣局打開、潔キ歩ミ、水ヲ迎リテ
同	三日	大川郡白鳥本町	漫畫、水ヲ迎リテ、村の榮光、潔キ歩ミ
同	四日	木田郡四植田村	同
同	五日	小豆郡土庄町	同
同	六日	高松築地校	同
同	七日	香川郡弦打村	同
同	八日	高松市立 高等小學校	縣局打開、潔キ歩ミ、水ヲ迎リテ
十一月	九日	三豐郡財田大野村	白鳥本町ニ同シ
同	十日	綾歌郡岡田村	同
同	十一日	丸龜記念館	同
同	十二日	仲多度郡本島村	猛獸征服、水ヲ迎リテ
同	十七日	木田郡庵治村	水ヲ迎リテ、潔キ歩ミ
同	廿六日	丸龜市	忠僕直助、小サキ新聞記者、村の榮光、潔キ歩ミ
大正十五年一月	九日	丸龜市	村ノ榮光
同	廿七日	三豐郡 吉津村小學校	漫畫、動物園、頓智博士、ベッギー、新聞記者、忠僕直助、村の榮光、ラリー飛行機、潔キ歩ミ
四月	二十日	高松市 瓦町校	水ヲ迎リ、テベッギーノ新聞記者、村の榮光、潔キ歩ミ
四月	廿七日	大川郡長尾町八幡社	同（潔キ歩ミニ代フルニラリーノ飛行機）
五月	一日	三豐郡吉津村	水ヲ迎リテ、テ甘キ鹽水、愛ノ曲、奮起ノ力、攝政ノ宮殿下御歸朝

同	四日	三豐郡麻村	水ヲ迎リテ、村の榮光、ラリーノ飛行機、皇太子御歸朝、潔キ歩ミ
同	六日	市内築地校	御成婚、ベッギーノ新聞記者、奮起ノ力、
五月	十日	三豐高等女學校	ベッギーノ新聞記者、村の榮光、潔キ歩ミ
同	十一日	香川郡鷲田上馬場	水ヲ迎リテ、ベッギー新聞記者、村の榮光、潔キ歩ミ
同	十五日	主基農學校	水ヲ迎リテ、ベッギー新聞記者、村の榮光、學生演習、奮起ノ力
同	十八日	小豆郡豐島村甲生小學校	猛獸征服、村の榮光
五月	十九日	同 家浦小學校	
同	二十日	唐櫃小學校	
六月	九日	丸龜鶴鳴學舘	水ヲ迎リ、テベッギーノ新聞記者、時の卷、村の榮光
七月	四日	綾歌郡栗熊村	水ヲ迎リテ、ベッギー新聞記者、村の榮光、潔キ歩ミ
同	十七日	同 坂本村	水ヲ迎リテ、ベッギーノ新聞記者、トピーノ眞心
同	二十日	大川郡津田町	同 村の榮光ニ代フルニオリムピック（オリムピックヲ除ク）
同	廿三日	小豆郡草壁町	水ヲ迎リテ、皇室ノ御模様（大中ノ分）ベッギーノ新聞記者、奮起ノ力
同	廿四日	大川郡三本松町	小豆島高女ニ同シ
同	廿六日	木田郡前田村	同
同	廿七日	大川郡石田村	同
七月	廿九日	香川郡香西町	農業共同作業、ベッギー新聞記者、トピーの眞心
八月	十日	市内新御坊	縣局打開
同	十二日	大川郡津田町	

村	主催	佛生山町	
在鄉軍人會		輜重隊	
同校記念日ニ付同校		勤儉銀	
同部落		縣主催	
村ノ申請		同	
同		同	
鶴鳴學舘		同	
青年團		勤儉銀	
青年團		縣主催	
大川高女校		同	
小豆嶋高女校		同	
大川中學校		同	
木田高女校		同	
大川高女校		同	
一宮校臨海教授		水產組合	
佛教青年會向上會		中學校	
青年團中堅青年演習		入營兵ノ爲ニ	
		青年團	
		在鄉軍人會	
		大川郡長尾町	
		村主催	

同	十七日	木田郡庵治村
同	十九日	木田郡牟禮村
同	二十日	大川郡富田村
同	廿二日	同　造田村
同	廿三日	同　引田町
同	廿四日	木田郡古高松村
同	廿五日	香川郡檀紙村
同	廿六日	小豆郡大鐸村
同	廿七日	綾歌郡金山村
同	廿九日	三豐郡柞田村
同	三十日	丸龜市記念館
同	三十一日	高松龜阜校
九	月五日	香川郡國座村

雜局打開
新御坊ニ同ジ
同
同　前ニ(村の榮光)ヲ加フ
雜局打開
農業共同作業、ベッギーの新聞記者、トビーの眞心
雜局打開
古高松村ニ同ジ
同

青年團中堅青年演習
農學會
同
村主催
縣主催
同
同
同
同
同
同
村主催

映寫講演數總計　(自第一回勤儉奬勵強調週間　至第七回　同)　一一五

三、イ展覽會

(A)高松高等女學校　第三回勤儉奬勵強調週間　(後節參照)

平常起床時間より三十分以上早起し此の時間を以て各自選む所に從ひ學科成績品を作製せしめ之を提出せしめしに其點數合計一千二百六點に達したり、因て之れを以て展覽會を開催したるに生徒は皆零碎時間の利用の效果偉大なるを體得したりと認む其出品學科及學年別點數左表の如し。

學科＼學年	一學年	二學年	三學年	四學年	五學年	合計
修身	一	一	一	一	一	一
國語	九四	四二	二八	二八	四	一九六
歷史	四	四	三	一	一	一二
地理	三五	九	一	一	二	四六
數學	六三	四四	一九	六	四九	一八一
理科	一五	六	五五	一	一	二六
圖畫	一	一	五	一	一	七
家事	一	一	一	一	一	四
裁縫	四二	四九	六六	六六	六〇	二八五
英語	一二七	一〇〇	六一	五三	一六	三五七
法制經濟	一	一	一	一	一	一
習字	五一	二六	七	五	一	九〇
合計	四三二	二八一	一九四	一六三	一三六	一、二〇六

(B)第七回勤儉奬勵強調週間

展覽會開催數及出品點數調　(後節參照)

男子中等學校

開催數

出品點數

女子中等學校
開催數　六
出品點數　三三七九

小學校
開催數　一三八
出品點數　二二一、二三四

ロ、能率增進に關する件
各自業務に精勵し能率の增進を期する爲特に官廳、學校、工場等の執務作業を今一層時間尊重し劍味ある執務振を發揮する外勤儉奬勵講演等に於て能率增進に關する講演をなし以て縣民の自覺を促しつゝあり又本縣に於ては勤儉奬勵運動の開始以來早起時間勵行を勤儉實行の重要なる實行事項とし第一回勤儉强調以來之を宣傳せしを以て同期間中に於ては青年團、寺院等と協力して起床合圖の鐘、太鼓を打鳴らして早起の習慣を作りつゝあるの村落も多く又小學校、中等學校に於ては同期間中始業時間を三十分乃至一時間早め遲參早起缺課缺席を防止し努めて緊張したる身心を以て學業又は作業に從事し往復の時間を短縮して豫習家事手傳に從事せしめ平常に比し一段の能率增進に努めつゝあるもの多く其成績良好にして平素の成績に比し始業時の早きに係らず遲參者殆んど皆無の有樣なり。

（A）第一回
1. 時間勵行時間尊重の觀念を一般に强めたり。

2. 學校に於て一週間を通じて早起會を開催したり。
3. 小學兒童の早起して登校し學修並に運動せしは成績顯著にして民衆に好影響を及ぼしたり。（常時より早く授業を開始したるもの少からず）
4. 官公署職員の出勤時間に稍々緊張を見たり。
5. 青年團　早起の鐘を打ち早起を勵行すること。
6. 小學校　掃除時間を短縮し能率を上ぐること。
7. 特に遲參せざる樣注意すること。
8. 家事の手傳は進んでなすこと。

（B）第二回　高松高等女學校
實行要目　已むを得ざる場合の外缺席缺課を愼み大に出席率を向上すべきこと。
今其成績を前週並に前々週に比較するに其成績左表の通り。

	出席百分比		缺課度數	
	前々週	前週	勤儉週	勤儉週
全校平均	九六、九二	九七、三一	九七、七八	
	一〇		一四	七

ハ、奢侈を戒め冗費を省くの件
1、冗費を省き節約して共同貯金の實行に向はしめたり。

2、強調期間中は來に見ざる緊張振にして禁酒、禁煙も勵行され商人にして影響を受けたるものも多し

3、我國財政經濟の難局にある事を周知せしめたり。

4、郡に於て小學校長を招集し兒童を介して周知せしむると共に實行を期せしめたり。

5、間食を絶對にせぬ事。

6、都市に於ては農村に比し冠婚葬祭其他各種宴會等に於ては特に奢侈の風盛に冗費多きを以て之れが改善を申合せ其誠意と趣旨を失はざる範圍に於て努めて冗費の節約に努め以て勤儉の實を擧ぐる樣唱導しつゝあり。

7、子供の美服を誇る惡習を矯正すること。

8、高價の裝飾品を誇るが如き弊風を矯正すること。

二、應分の貯蓄を實行するの件

(A)廳內規約貯金規定

本縣並各郡市廳に於ては從來夫々廳員の勤儉に關する申合をなし來りしが、勤儉奬勵運動實施ありてより層一層勤儉に努力しつゝあり。

今本縣に於ける廳員貯金會の規約を左に例示す。

香川縣廳員貯金會

貯金會規約

第一條　香川縣廳員ハ御即位ノ大典ヲ記念シ奉ル爲メ茲ニ貯金會ヲ組織シ本規約ニ遵ヒ規約貯金ヲ爲スコトヲ規約ス

第二條　本會ヲ香川縣廳員貯金會ト稱ス

第三條　本會員ハ左ノ場合ヲ除ク外脫會スルコトヲ得ス

一、他ニ轉任又ハ轉勤シタル場合

一、休職又退官退職トナリタル場合

第四條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長本會ノ事務ヲ總理ス

副會長會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

幹事二人會務ヲ整理ス

第五條　前條ノ會長ヲ知事ニ副會長ヲ內務部長ニ幹事ヲ會計課長及次席ニ囑托スルモノトス

第六條　郵便貯金規則第百三條ノ代表者ハ上席幹事ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　本會員ハ每月俸給受取ノ際俸給額百分ノ二以上ノ貯金ヲナスモノトス但シ出張中ニテ貯金ナシ難キモノハ歸廳ノ上直ニ貯金ヲナスモノトス

第八條　前條ノ貯金ハ之レヲ幹事ニ出金スルモノトス但シ總代人ヲ置キ俸給ヲ受取ルモノハ總代人ニ於テ各自貯金ヲ取纏メ幹事ニ出金スルモノトス

第九條　幹事ハ各自ノ名面ヲ以テ郵便貯金ニ拂込ミ其ノ通帳ハ幹事ニ於テ之ヲ保管スルモノトス但

シ組合員ノ希望ニ依リ會長ニ於テ確實ト認ムル銀行又ハ信用組合ニ預入スルコトヲ得

第十條　本會員ハ左ニ列擧スル事故ニ依リ會長ノ承認ヲ經タル場合ノ外貯金ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

一、自己又ハ家族ガ傷痍疾病ニ罹リ十日以上ニ渉リタルトキ

一、同居ノ家族ニ死亡者アリタルトキ

一、天災其ノ他非常ノ災害ニ遭遇シタルトキ

一、軍籍ニ有ルモノ戰時又ハ時變ニ際シ召集セラレタルトキ

一、前各號ニ準スヘキ事由發生シタルトキ

一、國債證書並ニ債券ヲ購入セントスルトキ但シ其ノ種類ハ郵便官署ニ於テ保管シ得ルモノニ限ルノトス

第十一條　貯金ノ內ヲ以テ國債證書又ハ債券ヲ購入シタルトキハ其ノ事由ヲ具シタル會長宛ノ書面ヲ幹事ニ差出スモノトス

證券保管通帳ハ之ヲ幹事ニ提出シ保管ヲ囑托スルモノトス

第十二條　貯金拂戻ノ承認ヲ受ケントスルモノハ其ノ事由ヲ具シタル會長宛ノ書面ヲ幹事ニ差出スモノトス

前項拂戻ノ承認ヲ得タルトキハ幹事ハ拂戻請求用紙ニ拂戻金額ヲ記入證印ノ上通帳ト共ニ之ヲ送付スヘキニ付記名調印シテ郵便局ヘ提出拂戻ヲ受クルモノトス但シ銀行又ハ信用組合預金ハ幹事ニ於テ通帳又ハ引出用紙ニ金額ヲ記入シ組合員ニ交付スルモノトス

第十三條　退職死亡ノ節ハ幹事限リ直ニ通帳ヲ返還スルモノトス

第十四條　本會ヲ脫會シタルトキハ郵便貯金ニアリテハ幹事ヨリ脫退承認ニ關スル證明書ヲ受取リ之ヲ郵便局ニ提出シ規約貯金徽號ノ取消ヲ受クルモノトス

第十五條　幹事ハ每年末貯金現在高表ヲ調製シ會長ノ閱覽ニ供シ尙會員ニ報告スルモノトス

第十六條　本會實行ト共ニ從來ノ積金會ヲ解散スルモノトス但シ從來積立アル郵便貯金ハ之ヲ本會貯金ニ組替ナスハ妨ケナシ

第十七條　本會ハ大正四年十一月ヨリ之ヲ實行ス

（B）其　他

1、學校生徒にして申合貯金をなしたるもの多く貯蓄思想濃厚となり地方信用組合の活動と相俟つて其成績の向上を見たり。

2、官衙、學校、各種團體各町村部落等に於ては規約貯金、据置貯金の規定を定め每月一定以上の貯金をなさしめ居れり。

3、共同購入、共同販賣を開始し規約貯金の金額を增加したり。

4、信用組合に於て貯金日に事務員を出張せしめ各戶を訪問して貯金を勸奬したり。

5、一家庭を一組合員と定め節約に依り得たる金を貯蓄せしむる樣なしたり。

6、信用組合に於て勤儉貯蓄會を設立したり。

7、會社に於ける職工に對し給料支拂日に天引貯金を强用したるものあり。

8、木田郡平井町產業組合串田理事は極力奔走の結果定額貯金契約金高七萬餘圓に達したり（第一回）

9、小豆郡土庄町の一部に團體的据置貯金をなし相互親睦を計り吉凶禍福の場合相互扶助をなし居れり。

10、木田郡川添村に於て新しく貯金加入者六十三名、同郡井戸村に於て二百二十九名の實績を擧げたり。（第一回）

11、高松高女の實例

なるべく新物品の購入を差控へ之れを金高に見積りて貯金せしめしもの（第三回）

學年	節約貯金	備考
一學年	三七、三九	全在籍數生徒數七百十八名トス
二學年	一一九、六七	
三學年	一一四、二一	
四學年	八二、七三	
五學年	六三、〇二	
合計	四一七、〇二	
一人平均	〇、五八強	

ホ、年末年始に於ける社交上の弊風改善に關する件

（生活改善の部類中に含ましめ別に此處に記載せず）

ヘ、豫算生活の提唱にする件

豫算生活に入るべき初歩として俸給生活者並に毎月一定の收入ある者に對し之を唱導するの外各家庭に金錢收支の帳簿を備へ之に記載せしむることを奬め帳簿を所持せざる家庭に於ても勤儉强調期間中は擧つて之を勵行せしむる事とし同期間中各戸へ配布チラシに金錢收支票を印刷添付し尚學校生徒兒童（兒童は上級生）に對しては平素に於て金錢收支を明記せしむる樣勸奬（早くより之を實行しつゝある學校多）し受持敎師に於て月末又は隨時之を檢閲しつゝあり。

ト、婦人の自覺を促すの件

勤儉實行に關し特に婦人の自覺を促し家庭經濟に關する知識も普及するの目的を以て處女會、主婦會、婦人會、其他各種婦人團體の會合を促し講演又は活動寫眞映畫に依り婦人の覺醒を促す外婦人日常の生活上自覺し改善すべき事項の實行的要目を協議し實行の申合せをなしつゝあり。

縣委員會に於て決議の冠婚葬祭其他各種宴會改善等の件に就きては特に婦人の覺醒を促すべく努力しつゝあり。

チ、生活に餘裕ある向に對し特に勤儉の實行を强調すること。

1、最に勤儉奬勵中央委員會々長より縣下に於ける主なる工場並に生活に餘裕ある者に對する左記希望書輪を送付越されたるものを記送し尚講演又は文書により智識階級生活に餘裕ある向に對し實行を示す樣慫慂しつゝあり。

記

希望書輪

謹啓益々御多祥奉大賀候陳者我邦現下ノ情勢ニ鑑ミ勤倹力行ノ必要益々切實ナルヲノアルハ朝野普ク認メラルヽ所ニ有之曩ニ閣議ニ於テ勤倹奬勵ニ關スル計畫要綱ヲ決定シ更ニ勤倹奬勵中央委員會ヲ組織シ地方關係機關ト相呼應シ以テ勤倹ノ實效ヲ擧クルニ努メツヽアル次第ニ有之候然ル處此種運動ハ國民ノ一致協力ト不斷ノ努力トニ依リ初メテ克ク其ノ效果ヲ收メ得ルモノト思料セラレ候ニ付テハ此際貴下ニ於テモ一層該趣旨ノ徹底ニ勉メラレ特ニ生活ニ餘裕アル向ニ於テ率先之レガ實行ニ當リ範ヲ他ニ示ス樣御配慮相煩ハシ度右中央委員會協議ノ結果ニ基キ希望申述候

大正十四年　月

勤倹奬勵中央委員會長

若槻禮次郎

敬具

2 送致後の影響

書簡送致後の影響として之を適確に立證することは至難なるも從來此の種運動に對しては資產階級に於ては動もすれば對岸の火災視するの傾向なきにあらずして率先範を一般に示して國家の難局打開に努むるが如き觀念を徹底せしむることは至難なりしが大臣の書翰送致に依り此れ等階級に對し今回の勤倹奬勵運動が眞に國難打開の眞劍なる運動なることを一層强く理解せしめ以て相當の反省を與へたることを疑はず又信用組合等に於ける其の後の貯金奬勵の方法に於て一段の工夫と熱心の度を加へたるの事實を認むべく、其他會社工場等に於て職員職工の規約貯金實行を促進せしものありと認む。之を要するに勤倹奬勵運動の效果を擧くるに相當の好影響ありたるを疑はざるも上流階級殊に市街地

居住の婦人の覺醒は未だ十分ならず又一般に生活改善の必要を認むるもの漸次增加せるを疑はざるも未だ進んで之が合理的改善に付適切なる工夫と實行に付其の實績の認むへきもの少きを遺憾とす將來此の點に付尚一層の努力を要すへきものありと認む。

リ、公共的設備使用に關する件

一、消燈就寢の習慣性を作ること。

一、水道水の節約。

一、瓦斯の使用節約。

一、公共的建築物の愛用。

一、道路樹の愛育。

一、勤倹奬勵運動强調期間中に於て青年團、處女會其他各種の團體中等學校、小學校等に於ては社會奉仕日なる特定日を定め或は個人的、或は團體的に道路橋梁の修繕、神社佛閣其他公共物の掃除手入に從事し一般社會の爲めに貢獻すべく努めつゝあり。

又、生活改善に關する件

A、年末年始に於ける社交上の弊風改善に關する件

年末年始に於ける一切の禮式裝飾等は可成儉素を旨とすること。

例示　（大正十三年十二月勤倹奬勵香川縣地方委員會決議）

一、年賀狀に關するもの。

年賀狀は節約し縣内の者には成可廢すること。

二、松飾に關するもの。

1、松飾は可成質素を旨とすること。

2、門松の如きは可成枝松を用ひ立派なる若松の濫伐を避くること。

三、年末年始の贈答に關するもの。

贈答は可成御互に廢すること。

四、忘年宴會新年宴會に關するもの。

1、宴會は可成質素節約すること。

2、新年宴會の開催に際しては多數官民集合し質素に祝意を表する方法を講ずること。

五、回　禮。

可成御互に廢し一所に集合して祝意を表はすの方法を講ずること。

六、年末賞與に關するもの。

年末賞與あるものは其一割以上を必ず貯蓄すること。

七、四　方　拜。

四方拜には國旗を掲げ休業して神社參拜をなすこと。

八、其他地方の慣習上奢侈虚禮に亘るが如き風習の矯正に努力すること。

B、冠婚葬祭各種宴會等改善

一、婚姻改善

結婚ニ於ケル虚禮虚式ヲ廢シ冗費ヲ節約スル爲左記事項ヲ守ルコト。

1、結婚式ハ可成神殿等ニ於テ擧行シ披露宴ハ質素ヲ旨トシ徹夜酒宴ヲ張ルガ如キコトヲ廢シ凡ヲ時間ヲ勵行スルコト。

2、結婚調度ハ當座ノ必要限度ニ止メ努メテ節約スルコト。

3、部屋見舞里歸リ、婿入等ニ於ケル土產物ヲ廢シ饗宴ヲ質素ニスルコト。

4、部屋飾ヲ廢スルコト。

5、手傳人ノ人數ヲ減少シ祝儀ヲ廢スルコト。

二、葬式改善

葬式ノ改善ヲナス爲左記事項ヲ守ルコト。

1、葬式時間ヲ勵行シ途中行列ヲ廢シ寺院其ノ他適當ノ箇所ニ於テ嚴肅ナル告別式ヲ行フコト。

2、僧侶招聘ヲ最少限度ニシ讀經ヲ全廢スルコト。

3、放鳥、花車、造花等ノ贈物ヲ一切廢スルコト。

4、町村又ハ部落ニ於テ葬具一切ヲ供ヘ無料又ハ有料ニテ之ヲ貸與スル方法ヲ講スルコト。

5、會同飲食ヲナサザルコト。

6、香奠返シヲ廢スルコト。

7 婦人ノ服裝ハ白無垢着用ヲ廢スルコト。

三、各種宴會改善

1、時間ノ勵行ハ勿論會食時間ヲ可成短縮スルコト。

2、酒杯ノ献酬ヲ廢止シ擧杯ヲ以テ之レニ代フルコト。

3、宴會ハ質素ヲ旨トシ土産物ヲ廢スルコト。

四、其ノ他ノ改善

1、厄除及壽ノ祝ヒ等ハ可成之ヲ廢止シ止ムヲ得ザル場合ハ簡素ヲ旨トスルコト。

2、氏神祭禮、佛事、祥月等ハ誠意ヲ旨トシ冗費ヲ省クコト。

3、雛、鯉幟、八朔人形、飾羽子板、祝ノ重ノ内等ハ質素ヲ旨トシ其ノ贈答ノ範圍ヲ減少スルコト。

4、中元、歳暮、兵士ノ入退營等ハ禮儀ヲ主トシ贈答品ヲ廢止スルコト。

5 婦人ノ服裝ハ質素清潔ヲ旨トシ外出ノ時モ衣服裝身具ハ華美ナラザル様各種婦人團體ヲシテ申合セヲナサシムルコト。

四、勤倹奨勵により生れたる地方の施設

1、郡市町村の施設

一、勤倹奨勵庵治村分會委員會々則

第一條　本會ハ勤倹奨勵庵治村分會ト稱シ庵治村長ノ管理ニ屬ス

第二條　本會ノ事務所ハ庵治村役場内ニ置ク

第三條　本會ハ勤倹奨勵木田郡支會ト連絡シ諸般ノ調査考究並ニ實行ニ關スル事項ヲ掌理ス

第四條　本會ハ會長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

會長ハ村長之ニ當リ委員ハ會長ノ推薦ニ依リ郡長之ヲ嘱託ス

第五條　會長ハ公務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ互選ニ依リ委員之ヲ代理ス

第六條　本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

幹事　四名　書記　五名

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

二、木田郡木太村勤倹會々則

第一條　本會ハ業務ヲ精勵シ冗費ヲ省キ貯蓄スルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ木太村住民ヲ以テ組織ス

第三條　本會員ハ左記事項ヲ實行ス

一、時間勵行

二、家計ノ收支ヲ明ニスルコト

三、家計收入ノ九割ヲ以テ生計ヲ行ヒ其ノ一割ハ年四期ニ分チ二分五厘ヅツ木太村信用購買利用組合

へ貯金トシテ預入スルコト

四、他人ヲ標準トセズ自己分度ヲ守リ生計ヲ營ムコト・

五、必要以外假ニモ虛飾ト看做サルモノハ會員相互相ツヽシムコト

第四條　前條以外必要事項ハ部落協議會ニ於テ其ノ地方ニ定メ實行スルコト

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　一名

委員　十二名　部落協議員　三十六名

第六條　會長ニハ木太村信用組合長之レニ當リ副會長ニハ木太村長ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ村會議員部落員ハ其ノ部落ニ於テ會員ノ互選トス

第七條　會長ハ會務ヲ統理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ代理ス

第八條　委員ハ會長ノ招集ニ應シ本會ノ目的遂行上ノ審議決定スルコト

第九條　部落員ハ其ノ部落ノ會員ノ實情ヲ監査シ會員ニシテ本會ノ實行項目ニ背クモノアルトキハ警告ヲ爲スコト

第十條　會員ニシテ第三條三ノ事項ヲ實行不可能ナルトキハ部落員ニ其ノ事情ヲ申出部落員ハ其ノ旨會長ニ申報スルコト

第十一條　會員ニシテ冠婚、葬祭執行ノトキハ自己分度ヲ部落員ニ告白シ其ノ相當ト認ムル程度協議ノ上執行スルコト

第十二條　會員ニシテ天災事變病氣等ニ罹リ第三條三ノ貯金ヲ引出ヲ要スルトキハ部落員ノ承認ヲ求ムルコト

第十三條　本會役員ハ總テ名譽職トシ會員相互信義ヲ守ルコト

II　勤儉奬勵實行要目綱

一、將來勤儉週間を設けらるゝ際も第一回の實行要目を何回にても繰返し徹底を期すること

二、國力統計等の印刷物を配布すること

三、外國に比較したる我國の物價指數等のポスター作成

四、勤儉週間は隔月とし根本的勤儉の氣風養成に努むること

五、勤儉監督機關を各町村に設け實施監督せしむること

六、活動寫眞又は講演會を各町村一箇所以上に開催すること

七、結婚並に葬儀の弊風を調査し改善の自覺を促すこと

八、勤儉の必要を劇に仕組み之を映寫して感情に訴ふること

九、適當なる副業を選擇して之れが實行を期すること

一〇、禁酒禁煙其他實行項目を父兄に懇諭せしむる手段を學校に於て講せしむること

二、智識階級上流社會に於て民衆に儀表を示すこと

三、篤人獨特の實行事項を掲示すること

一三、官廳會社に於ける强制的貯金制を取ること
一四、家憲準則を委員會に於て作製し萬一の用に備はしむる資金蓄積規程を設けしむること
一五、縣監督の下に組織的副業奬勵を講ずること
一六、縣下各町村に勤儉監督機關並に實行委員を設け積極的に勵行すること
一七、學校敎師より兒童を通じて貯金奬勵を父兄に傳ふること
一八、貧富を問はず勤勞に服するの美風を幼年青年の時代より漸次根本的に皷吹すること
一九、縣に於て勤儉奬勵に適當なるフイルムを購入し民間活動寫眞興行主に貸與映寫せしむこと
二〇、各町村に勤儉奬勵委員會を設置せしめ各受持區域を定め實行上の督勵をなさしむる事
二一、信用組合に於て貯金日を定め事務員を各戸に出張せしめ貯金せしむること
二二、警察を通じ縣下一般藝妓は今後銘仙以上の衣服を纏ふべからずとの嚴命をなすこと
二三、縣下一般に申合組合を組織し婚姻に關する失費調度品を限定すること
二四、能率增進方法

消費節約方法
虛禮虛式廢止方法
貯蓄勵行方法
實行强調方法
を講ずること

二五、注意と勤勉とに依り讃岐產米の名聲を擧ぐること

二六、汽車電車自轉車等の乘用に依り短縮し得たる時間を各自業務及產業擴張に善用するの途を講ずること
二七、貯金組合を起し貯蓄心を涵養すると同時に市町村の基礎を强固にし個人に恒產恒心あらしむること

III 施設實例（第四回）

戊申詔書並に國民精神作興に關する詔書の趣旨を普及徹底せしめ國民をして之が實踐躬行を期せしむこと縣、郡市、町村其他各種團體に於て勤儉奬勵講演會協議會又は之に類する會合に於ては戊申詔書並に精神作興に關する御詔書を奉讀し該御趣旨を基としたる講演講話をなし之が御趣旨徹底を期する爲實行要項を協議し各自相戒めて實踐躬行に努力しつゝあるを以て其成績漸次向上しつゝあり今高松市並に坂出町に於ての申合事項を擧ぐれば

A、高松市民聖旨奉體實行要目

1 信仰に基き神佛を崇敬し祖先の靈を大切にすること
2 自治の精神を振作し共同團結、隣保互助共榮の實を擧ぐるに努むること
3 保守の弊を去り進取の氣風を作興すること
4 體育に留意すること
5 補習敎育の普及徹底に努むること
6 時を愛惜し會合の時刻を嚴守すること
7 公德を重んじ納稅期日を嚴守し電力及水道用水の如き之が放漫にせざること
8 各自業態に依り一致協力時代に順應し商品の仕入に製作品の意匠に果物蔬菜の栽培、改良に努力する

こと

9 衣服調度は分に應じ質素を旨とし必需品に止むること

10 門松は儉素にし形式的回禮賀狀及歲暮中元の贈答を廢止すること

11 出產、名付祝等は近親の間のみ之を行ひ「よなか」の類の贈答を旨とし招待は親近者に止むること

12 結婚の衣服調度は質素必要の物に限り饗宴は節約を旨とし旗は團體旗の外は銘旗一流に止むこと

13 入退營兵士の送迎は精神的に之を行ひ饗宴及贈答を廢止し旌旗は團體旗の外は銘旗一流に止むこと

14 葬式は虛飾を去り質素嚴肅を旨とし途中行列及香奠返しは之を廢止し答禮は葬場に於て之を行ふに止むること

15 宴會は質素を旨とし「みやげ」物を廢すること

B、坂出町に於ける時間尊重申合事項

1 獵食の時間を確實に勵行しませう

2 日々修養運動の時間を定めこれを行ひませう

3 各種會合に於て開會の時間は多數の便利な時間に定め之を勵行致しませう

4 簡單な用談は玄關、店頭で濟ませなるべく早く用談を切り上げませう

縣下各小、中學校に於ては生徒兒童に對し日を定めて(大低は毎月御發布の記念日に)奉讀式を擧行して其一節につき講話をなし御聖旨の實踐躬行上適當の指導をなすと共に特に各學級に於て實行裏目を定めて一致協力實行しつゝあり元よりこれ等實績の調査は極めて困難なるも既に四回に亘り行ひたる勤

儉奨勵強調期間の如きは殊に人心を緊張せしめ回を重ぬるに從ひ漸次縣民一般の腦裡に泌徹して聖旨奉體勤儉力行の美風を作りつゝあり。

IV 例　示（第七回）

一、第七回勤儉強調週間又は同週間講演會を開催したるもの

講演會開催數	五八
來會者數	一二、八八四

二、同上協議會を開催したるもの

協議會開催數	三〇
來會者數	一、七六八

三、禁酒、禁煙、奉仕作業の實行と其成績

第七回勤儉強調期間を期し豫て行はれたる本縣勤儉奨勵委員會に於て決定されたる實行事項に付き縣作製にかゝる宣傳ビラを配布し該運動の回を重ぬるに從ひ一般の緊張味を欠ぐの虞ある折柄とて役場吏員率先實行に努むると共に宣傳實行を強調し以て一般の理解と努力とを喚起せり。

イ、禁酒禁煙

禁酒禁煙日(九月壹日)と定めたる日には之を嚴守するは勿論其他の日に於ても飾酒飾煙をなし其慣性を作るを勤儉奨勵の重要事項とし禁酒を高唱し、禁煙に一段の努力を拂ひたり。

該運動に當りては有識階級の理解に俟つもの多く亦該階級に勵行されたるの功績見るべきものあり

煙草小賣人にして禁煙日當日販賣せざりしもの三豐郡本山村に二店あり。

ロ、奉仕作業

奉仕作業種類別	團体數	人員	備考
村道ノ修理、手入	一六	一九五	兒童通學ノ便ヲハカル（熱善講）
危險物除去	一	不明	
社寺參拜（軍人、無緣、墓地、忠魂碑）掃除	七	九〇	
溝土浚渫	二	七五	
堤防築石	二	五九	
紀念公會堂ノ壁土運搬	一	不明	
學校運動場ノ整理	一	一三三	

四、參考となるべき點

興業に關する制限

興行に關しては入場券、招待券、案内狀を配布せず（綾歌郡畑田村）

2、男女青年團の施設

イ、青年團の活動

A、實行事項例示（第二回）

1、禁酒禁煙の實行
2、服裝を質素にすること
3、早起の鐘を打ち早起を勵行すること
4、御成婚記念貯金をなしたること
5、頭髮の丸刈を奬勵すること
6、各自毎日の日記及金錢出納を明記すること
7、團員全部補習校に出席すること
8、禁酒禁煙に對し法の精神と身體並に精神に及ぼす害等の講話をなす
9、父母に代りて家計簿を記入す
10、修養日誌を必らず認めしむ
11、三豐郡紀井村青年團にては荒地を開拓して桑畑を作りたり
12、三時間づゝ夜業して得たる金を貯金す
13、早起をなし各自勤勞に依り得たる金を貯金すること

B、例示（第七回）

一、講演會、協議會開催の件

1、講演會

開催數

來會々員數　六、四一四

2、協議會

開催數　八一

出席會員數　一、八二〇

協議會に於ける出席會員は各支部團長又は役員

二、貯金及保險加入狀況（總額及人員）

1、貯金

人員　八、九一九人

金額　八、九六八円八六

2、簡易保險加入狀況

人員　三六三人

金額　一、六七七円六〇

三、奉仕作業に從事したる人員並に作業

奉仕作業類別	團體數	人員	備考
社寺參拜墓地掃除	八七	一二四五	
橋梁道路の修繕	五三	六〇三	
分團會場の掃除手入	二	不明	
運動場修理、砂場、跳躍場調製	六六	一六四〇	賃金を以て傘購入參拾本小學校へ寄贈
勤勞從事	一	不明	
同	二	同	賃金を以て敬老會又は團の基本金とす
貧困者救助	二	同	
無錢散髮	二	同	
難破船救助	一	三六	
公共建物修繕忠魂碑手入	一〇	不明	
氏神祭禮に於ける警備	一	同	
公德箱（自轉車簡易修繕	六	同	
公德箱（履物同	二	同	
公德箱（危險物除去箱	一	同	
繳水勵行	二三六	三五二四	
落書抹消			
計	一四		

四、勤儉奬勵實行宣傳の模樣と其方法效果と認むべき點

I、宣傳の模樣及方法

1、支部長會、役員會開催、各支部團員に周知宣傳

2、印刷物の配布　大小宣傳ビラ

3、掲示板利用

4、早起宣傳

5、報德會と提携
6、小學兒童と協同
7、村民の理解ある援助を求む
8、禁酒禁煙の小旗を支部にて作成、戸口の入口にはる、青年の率先實行

II、效果と認むべき點
1、虚飾を恥ぢ節約心の向上
2、時間勵行の成績向上
3、夜遊の節制
4、早起の習慣
5、作業に督勵
6、團員の自覺により禁酒禁煙を嚴守し或は節酒節煙の勵行

（三豊郡上高野村青年團）

例示　勤儉週間内の實行事項

九月一日　講演會
九月二日　研究日　東京大震災に關して色々な逸話の研究
九月三日　貯金日　補習學校に登校の際持參のこと
九月五日　早起日　午前四時小學校へ唐鍬をもつて集合し直ちに陣山竹林の除草に行く
但し財田、大地。田井。中尾。西岡部落のものは部長引率の上該部落より午前四時半迄に

陣山竹林に到達し居ること
九月六日　模範日　模範日といふのはその一日中に於てすべて行ふたことを自分の眞心に照して恥しくない樣に努力する日である。
一、朝早く起ること
二、神佛に遙拜すること
三、不平をもらさず感謝の心をたへずもつこと
四、せいだして仕事をすること
五、社會奉仕的な行を多くすること
六、模範日の日誌はくわしく丁寧にかくこと
九月七日　修養日
一、震災に關する研究發表
二、日誌及び感想文の提出
三、（毎日の）一家の收支計算の記錄の提出

ロ、女子青年團の努力

A、實行事項例示（第二回）
1、厚化粧をなさざること

2、勤儉強調週間は白粉をつけぬこと
3、化粧結髪に多き時間を費さぬこと
4、父母に代りて家計簿を記入すること
5、修養日誌を認めること
6、衣服の破れは直ちに補綴すること
7、廢物利用の法を考ふること
8、水道水を節約すること
9、毎月一日、十五日、（日は適當に定む）神社參拜を爲すこと
10、夜業をなし貯蓄の資源を開くこと
11、節約金を投入すべき箱、竹筒を備へ節約したる金を其都度投入すること
12、出生貯金組合を作ること
13、寺院神社並に適當の場所に於て大太鼓を鳴らし早起督勵をなす

B、例　示（第七回）

一、第七回勤儉奬勵強調期間前又は第一日に於て講演會、協議會を開催したる件

1、講　演　會　　九二
開　催　數
出席會員數　　三、四六九

講演會種類別　勤儉奬勵講演會、改良洗濯法講習、廢物利用講習會、料理講習會

2、協　議　會　　七七
開　催　數
出席會員數　　一、五八七

二、節約貯金、保險加入（總額及人員）

1、貯　金
人　員　　四、七五八人
金　額　　四、七九一円六四

貯金ノ方法

週間中一人五錢以上貯金（綾歌郡）
同　拾錢　同
壹圓　同（信用組合へ）（木田郡）
貯金日には一人拾錢同
同　据置貯金
月掛貯金

2、保　險（簡易保險のみ）
人　員　　一六七人

三、奉仕作業に従事したる人員並に作業

奉仕作業種類別	團體數	人員	備考
社寺(軍人墓地、無縁墓地)忠魂碑掃除	五一	一、四二六	
雑巾作製	六	一三七	特志家に布を貰ひ受け作製以て小學校へ寄贈
麥稈眞田作製	七	不明	書却代價を會の共同金又は敬老會の基本金に充つ
經木	一	同	代價貳圓にて木櫛作製
青年訓練所旗作製	一	同	
ウチシキ、座布團作製	二	一一	寺院へ寄附
奉仕箱の設置	七	六八	下駄鼻緒箱、公德箱、危險物投入箱の設置、井戸村「下駄鼻緒の切れてお困りの方はどうぞお使ひ下さい」
早起の鐘	七	不明	
道路愛護掃除撒水	一三	一七四	
軍人遺族訪問	一	不明	
敬老の實行	一	同	
作成	一	同	その代價と特志家の寄附により報德會用の机買入
隊宿直用夜具敷布、來會者の座蒲團、學校の窓掛洗濯	七	二四	
學校の障子張替	一	不明	
老人手提袋作製	一	五六	

村公會堂、青年會堂掃除	二	三七	女手なき家の縫物洗濯手傳
貧困者救助	二	不明	崇佛崇神の念養成
墓地墓の頭巾前垂	一	同	
學校試作地の耕作	一	三七	蔬菜播種
貧困者救助	一	不明	下駄緒作成、實却代價四円六〇を以て
兒童服作製	一	同	その收益一六円七〇
計	二二	一一四	一、九七〇

四、宣傳の模様と其方法及效果

イ、宣傳の模様と其方法

1、宣傳ビラ配布

2、家庭へ宣傳周知

3、講演會に出席せざる處女へ役員訪問

4、印刷物を紡績女工其他講演、講話會に出席せざる處女に特に配布

5、揭示板利用

6、早起勵行、時間勵行、必要外消燈勵行

7、會員をして近隣へ宣傳

8、奉仕的精神の養成

9、報德會と連絡
10、支部長の巡視監督宣傳
11、家計簿の設置
12、金錢出納簿記入用紙、日記用紙の配布

ロ、效果と認むべき點
1、間食廢止
2、質素を旨とす
3、祖先崇拜の美風啓發
4、職業的關係(塩田)より飲酒盛なりしが減少
5、麥稈眞田競技會成績良好
6、講演會に時間勵行
7、髮飾、化粧、其他諸雜費の節約により生み出したる金により會合費、修養費に充當したるあり
8、台所改善(別項川岡村參照)
9、メートル法宣傳によりメートル法の智識向上
10、料理、衣服に關する注意心喚起
11、廢物利用心の涵養と勵行
12、宣傳により禁酒、禁煙の目的達成を高唱

(綾歌郡岡田村別項參照)

ハ、台所改善(川岡村)
一、一粒の米もあだに流すな
二、一本のマッチもむだにすな
三、たき落ちあだ火は早く消せ
四、まな板庖丁はきまつた所へ
五、使つた德利は元の所へ
六、米のとぎ汁、ぬかの汁、あだに流すな肥料になる
七、膳椀、茶椀は大事かけ殊に瀨戸物やはらかに
八、早起早寢は體のためよ、寢た後の消燈は眼のためよ
九、酒で氣嫌をとるよりも眞心こめた親切で味よく炊いて膳にのせ

ニ、禁煙禁酒に關して宣傳ビラの配布(綾歌郡岡田村)
1、家人に酒を好めるもの
會員の宣傳により中止したるもの
好める人員に對して中止したる歩合
2、家人に煙草を好めるもの
會員の宣傳により中止したるもの
好める人員に對して中止したる歩合

六三
四六
七三、〇一
八三
五七
六八、六八

勤儉週間内の實行事項

上高野村處女會

九月一日　講話會
九月二日　廢物利用考案日（勤儉週間中に一つ以上こしらへること）
九月三日　早起日　午前五時までに小學校に集合（雜記帳、鉛筆、針、白糸、雜巾布木綿巾二尺持參すること）
九月四日　勵精日　一日中に出來るだけ多くの仕事をなし結果を調べておくこと
九月六日　貯金日（七日に持參すること）
九月七日　反省日　午後一時までに小學校に集合
1、日誌及感想文の提出
2、廢物利用展覽會
3、勵精日結果報告
向一週間を通じて次の事を實行しませう
1、早起すること
2、時間勵行
3、勤儉節約
4、無用の消燈
5、日誌及一家の金錢收支計算（毎日）記載

あのみじめな關東震災も三年前の夢となつてしまひました、それに付第七回勤儉奬勵强調期間にして九月一日より七日迄一週間を通じて全國的に男女青年團員一濟に左記の事項に付其の實行を强調する事になつて居ります故何卒其の旨を……

一、勤儉奬勵實行
イ、勤儉奬勵强調期間は特に朝夕一時間づゝ多く働き其收入金を貯蓄する事（千金の金も一錢から？）
ロ、萬事節約に心掛くること
ハ、簡易保險に加入するか貯金してその由を本會に通知する事

二、奉仕作業
1、神社佛閣、墓地、其の他公共物の掃除すること
注意　神社の掃除するときは其の地方の部長が會員を集めて掃除すること（日は適當な日）
2、雜巾を二つ宛縫つて五日に登校するとき持參すること
3、五日に佛教會より歸校し麥稈眞田を編むこと
注意　1、當日はお辨當と麥稈麥をもつて一時頃までに小學校まで來ること（約三時間分）
2、麥は何の種類にてもよろし

九月二日

羽床處女會幹部

殿

日	曜	週間中の行事と注意	金錢收支
九月一日	水	禁酒 禁煙 關東震災反省日 早起しませう 協議會	收入 錢 支拂 錢
九月二日	木	必要以外の物は買ひますまい	收入 錢 支出 錢
九月三日	金	公共物は愛用しませう 荒神樣の境内と道路の掃除	收入 錢 支出 錢
九月四日	土	金錢の收支は記帳しませう	收入 錢 支出 錢
九月五日	日	奉仕日 表の道に散水しませう	收入 錢 支出 錢
九月六日	月	生活改善は口より實行 公會には出席しませう	收入 錢 支出 錢
九月七日	火	貯金日 勤儉講演會（午後二時時間點行）	貯金の總額 錢

3、學校の施設

イ、男子中等學校の部

A、第三回勤儉奬勵運動強調期間中に於ける縣下各中等學校生徒實行事項

一、師範學校

1、時間勵行
2、必要以外の消費の節約
3、必要以外の物品を購入せさること
4、金錢の收支記帳
5、貯金（主として据置貯金、貯金高一二〇円四一）
6、校庭掃除勵行

二、高松中學校

1、時間勵行　早起
2、學用品の質素節約
3、日誌記載
4、印刷物を配付し各自實行要目を計畫實行して正確に記載せしめ勤儉強調週間を終りたる翌日提出せしめたり

三、丸龜中學校
1、早　　起
2、旅行費積立
3、標語募集
四、三豊中學校
1、早起をなすこと（午前五時起床、午後九時就床）
2、缺席遲刻をなさざること
3、間食せさること
4、小使錢を節約すること（貯金總額一八六円一五五）
五、多度津中學校
1、生徒に實行要目を提出せしむ（早起、間食買食せぬこと所持品を大切にすること、貯金は最も多數に實行せし樣なり）
六、木田農業
1、生徒の隨意選擇　生徒の實行項目につき表を作成せしに早起、貯金、時間勵行活用等最も成積良好なりき
七、香川農業學校
別に學校として實行項目を設けず縣に定めたる分を實行せしめたり隨つて生徒として特に實行したる

主なる要目は
1、早　　起
2、貯　　金
3、日　誌　記　載
八、坂出商業學校
1、三ヶ年以上精勤生徒表彰（一般生徒に時間尊重の念を强からしめたり）
2、遲刻早引きをせさること
3、生徒服裝檢查（奢侈品なきかを主眼として檢查）
4、校內大掃除
5、勤儉ポスター募集（優良なるものを生徒控室に揭示）
九、飯山農業學校
1、早　　起（午前四時より同六時迄の間に起床）
2、能　率　增　進（農繁時期なるを以て家事手傳）
3、遲參早引をせぬこと
4、合同による行動を敏速にすること
5、學用品の節約
6、日　誌　記　載

7、金錢の出納狀況記載

一〇、主基農業學校

1、早起、時間勵行、奬學（普通より三十分以上早起勉學）

2、家事手傳

3、副業品の增殖

4、神社參拜

5、服裝學用品の質素節約

6、貯　　金（平素より奬勵現今現貯金總額四、六〇〇餘圓一人平均一八円九〇）

7、廢物利用

8、金錢出納明瞭

9、必要以外の消燈

一一、工藝學校

1、早　　起

2、定時勵行

3、必要以外の消燈

4、冗費節約

5、貯　　金

一二、栗島航海學校

1、節約標語「學資は親の汗の塊なり」

2、勤勞標語「同じ人間になるならば苦勞してなれ」

一三、九龍商業學校

1、生徒各自の選擇により實行箇條及實行細案を立案しこれを實行せしむ

一四、志度商業學校

1、早起勵行（寄宿舍に於ては三十分早起せしむ）

2、精神修養（皇城、伊勢神宮等遙拜）

3、身體鍛鍊（深呼吸、冷水摩擦等）

4、各種作業（掃除洗濯等の作業）

5、日誌及出納簿記入

6、社會道德の實行（道路掃除、子供養護、不具者救護等）

一五、釜誠中學校

1、校長並に郵便局長の講話

2、貯　　金（毎月二十五日貯金）

3、早起時間勵行、缺席、遲參、早引防止

4、教室內外の作業精勵、家事手傳

5、贅澤品を使用せす學用品節約
6、買食をせぬこと
7、金錢收支記帳
8、廢物利用
9、標語募集
一六、小豆島中學校
1、早起
2、學用品節約
3、標語募集
一七、大川中學校
1、時間尊重特に遲刻をなささること
2、能率增進を主眼とし生徒の本務は一切道德へ還元すへきこと
3、克巳週間とし節約し一切不用品を買はさること（寄宿舍に於ては特に其の成績の良好を現はしたり）
4、勞力を尊重し流汗、鍛練主義を高調すべきこと
5、全校生徒は今一段の規律生活に進むへきこと
一八、高松商業學校

1、早起（午前六時）
2、時間嚴守、遲參、早引、缺席せさること
3、必要以外の品物を買はぬこと
B、男子中等學校の施設（第七回）
一、展覽會
第七回勤倹奬勵强調週間中に於ける生徒製作品を以て開催したる展覽會の狀況左の如し。
イ、開催數　九
ロ、出品點數　二、九八四
內譯
帳簿、習字、英習字、ポスター、圖案、廢物利用、俵俵、モツコ、繩、狀袋
ハ、成績物品評會
ニ、成績物を賣却し此によりて得たる代價を以て修養の額を買ひたるあり
二、金錢收支記帳及日誌記載
學校に於て印刷作製せる用紙又は生徒各自の考案にかゝるものに記入せしめ以て金錢收支記帳及日誌記載の習慣性を涵養せしめたり。
此によりて得たる作品は展覽會に出品したり。
三、貯金及簡易保險加入狀況

1、貯　金　人　員　金　額

一、〇一一人

三、九七七円五七五

貯金に付ては毎月定例貯金日(例へば一日又は十五日)なるものを設け十錢、五十錢の定額を貯金するの習慣性あるもの多し、此の定例貯金日には貯金取扱者派遣出張し其成績良好なり。

例

イ、栗嶋航海學校に於ては入學の當初一定の學資金帳簿を與へ之を卒業の期まで記載せしむ

ロ、毎日十錢貯金(坂出商業學校)已に第五回勤儉週間の當時に全生徒に毎月十錢貯金を強制的に實行せしめ來り本週間を以て其貯金額金四百參拾四圓六拾錢に達したり

四、宣傳の模様と其方法及效果

1、宣傳と其方法

イ、訓　示　強　調

學校長は九月一日始業式に當り特に關東大震火災當時の狀況、國民精神作興に關する　詔書御發布當初の聖旨の存する所及現下の我が國勢に就き懇切なる訓話をなし又各教師も勤儉の範を垂れ且又各科の教材に見はれたる國民精神と國家經濟的材料とを基調として其の教授に際し特に勤儉强調のため努力せざるべからざる所以を自覺せしめ以て國民道德思想と國民經濟思想の涵養振作と思索に努めしめたり。

ロ、宣傳ビラ配布

本縣に於て製作せる宣傳ビラ要目を生徒各自理解し此を實行するに止まらず、延ひて家族更に一般部落の民衆に更張し之が實行を勸誘せり。

ハ、揭示場利用

ニ、學校新聞利用

2、效果と認むべき點

イ、生徒各自の學校並に家庭に於て、或は精神修養に或は學科の豫習復習、課題の練習に於て或は勞働作業に於て之が實行に努めしめたるため學校内の各種作業は遺憾なく行はれたり。即ち學校作業として

1、校庭の除草、地均

2、備品機械の手入、機具、標本の修理、整頓

3、便所の洗滌、消毒

4、井戸の排水

5、實　習　(農業學校)

以上の各要目眞摯に行はれたり。

ロ、夏休中の情氣を一掃し學科進度の率を高めたり。

ハ、缺課、缺席の數著しく減少したり

例 a、主基農業學校

實行要目	男子部								女子部								合計	
	男一		男二		男三				女一		女二		女三					
	調査人員	實行人員	調査人員	實行人員	調査人員	實行人員			調査人員	實行人員	調査人員	實行人員	調査人員	實行人員			調査人員	實行人員
早起（午前五時より早く起きたるもの）時間勵行（缺課、缺席、遲刻、早引なきもの）	三三	四六	四六	四六	四四	三八			四六	四六	四三	三七	三八	三八			二六九	二五九
公共的設備愛用	三三	四六	四六	四六	四三	三八			四六	四六	四六	三七	三八	三八			二六九	二五九
金錢收支記帳作成	三三	四六	四六	四六	四三	三八			四六	四六	四六	三七	三八	三八			二六九	二五九
必要以外の物品不買	三三	四六	四六	四六	四三	三八			四六	四六	四六	三七	三八	三八			二六九	二五九

b、三豐中學校

	合計	一人・平均
缺席日數	四三	〇、〇七
缺課時數	一三	〇、〇二
遲刻時數	一三	〇、〇二
午前五時迄に起床回數	三、六六一	六、一五
午前五時後起床回數	五〇四	〇、八五
小使金額	三七一、二一〇円	六二、三九
小使を消費せざる人員	六六	一

c、飯山農業學校

一、男子第三學年

宣傳の模樣

1、家族及近所へ勤儉週間なる事を宣傳したるもの　二〇
2、禁煙日、禁酒日なる事を宣傳したるもの　一五
3、父の飲酒を禁酒日に宣傳したるもの　一四
4、集會所にて宣傳したるもの　二
5、村役場よりの宣傳ビラを揭示したるもの　二
宣傳の效果
1、酒、煙草の量の節約が出來たもの　一四
2、禁酒、禁煙を實行したるもの　一七
3、早起を實行したるもの　三
4、活動寫眞、芝居の見物を止めたもの　二
5、效果なかりしもの　六
6、宣傳して反感を買ひたるもの　二

二、男子第二學年

宣傳の模樣

1、大多數は家庭間の宣傳に止まる
2、一部分の者は近隣の人々へも宣傳せしもの丶如し

宣傳の效果

1、家族の節酒せしもの　九
2、家族の禁煙せしもの　九
3、家族の早起せしもの　六
4、消燈せしもの　五

三、男子第一學年

宣傳の模樣及效果

1、父の卷煙草を止めたるもの　一一
2、酒買を止めたるもの　一一
3、節酒を勸めたるもの　四
4、隣家の人々に宣傳したるもの　五
5、家內中に宣傳したるもの　四
6、煙草を止めたるもの　五
7、酒を止めたるもの　一〇
8、早起せしもの　一

d、九龍商業學校

謹啓殘暑嚴敷折柄益御淸適奉賀候陳者來る自九月一日至九月七日一週間を全國的に第七回勤儉奬勵强調期間と定められ本縣に於ても生徒に其實行を强調する事と相成居候條御家庭に於かせられても左記項目に依り其御實行に力められ範を御示被下候は丶生徒訓育上其效果至大と存候間右得貴意候　敬具

大正十五年九月一日

九龍商業學校

各位

追而左記各項目の御實行の件參考に供度候へは甚乍御手數御記入被下度御願申上候

……切……取……線……

實行項目	記入欄	備考
早起		午前五時、回數
時間勵行		會合名、回數
金錢の收支記帳		實行の有無、七日間收入總高、支出總高
節約貯金		節約種類、回數、毎回金額 總計
保險加入		種類、一口金額、口數、合計金額
節酒節煙		日常平均使用量 當期間一日一日の使用量
虛禮廢止		廢止事項

姓名……

8、高松中學校

勤儉週間實行要目並に日誌　第五學年東組十七番　多田隆胤

實行要目（中等學生として）

一、早起　遲くとも午前五時に起き定まれる仕事を敏活に處理して始業十分前に必ず登校以て時間の捻失を計ること

二、時間勵行　遲刻、早引、缺課、缺席をなさざるやう努むること。放課後も時間の空費を避け歸宅して家業の手傳をなすこと。以上によりて生じたる時間を成績物作成又は作業をなすこと、之を展覽會に出品し得るやう準備し置くこと

三、金錢の收支記帳並に日誌記載　主として自己の金錢の收支、日誌を記載すること

四、勤儉奬勵實行事項を家庭並に一般に宣傳　家族並に一般人の實行模様に注意すること。自己の宣傳效果に注意すること

五、節約貯金　緊張、精勵、節約により生じたる零碎の金額を貯金（貯金は決して強制せず）

日誌

月日	起床時刻	就床時刻	家事手傳時間	節約したる時間並に之の利用（如何なる作業成績物作成に利用せしか）	金錢收支節約貯金	一般人の實行模様宣傳効果につきて
一般人の實行要目						
九月一日(水)禁酒禁煙日關東大震火災反省日	五時	十時	一時間	一時間　作文腹案		人々の關東震災の話をしてゐるのを聞いたが、勤儉のことは話してゐなかつた。
九月二日(木)	五時	十時	三時間	一時間　同		
九月三日(金)	五時	十時	一時間半	一時間　同		
九月四日(土)	五時	十時	一時間半	一時間　同		
九月五日(日)奉仕日	五時	十時	一時間半	三時間　作文下書	貳拾錢　英語參考書	
九月六日(月)	五時	十時	一時間半	二時間　推敲		
九月七日(火)貯金簡易保險加入日	五時	十時	二時間	一時間半　清書		

備考　一般人の實行要目左の如し

一、自覺實行として禁酒、禁煙、大震火災反省、奉仕、貯金、簡易保險加入等

二、永續習慣として節酒、節煙、早起、時間勵行、公共的設備愛用、金錢收支記帳、必要以外の物品不買、公會出席等

口、女子中等學校の部

A、第三回勤儉奬勵運動強調期間中に於ける縣下各中等學校生徒實行事項

一、女子師範學校、坂出高等女學校

九月二日(木)	五時	十時	三時間	一時間　同			
九月三日(金)	五時	十時	一時間半	一時間　同			
九月四日(土)	五時	十時	一時間半	一時間　同			
九月五日(日)奉仕日	五時	十時	一時間半	三時間　作文下書	貳拾錢　英語參考書		
九月六日(月)	五時	十時	一時間半	二時間　推敲			
九月七日(火)貯金簡易保險加入日	五時	十時	二時間	一時間半　清書			

父に煙草酒の害を生理的に話す

小學生三人の者に關東大震災の話をなす

只小さい小供が貯金をせなければならぬと云つてゐたのを聞いて嬉しかつた。

父が僕の話をきいて煙草を一日に今までの半分位にするといはれるのをきいて嬉しかつた。

この中の一人が歸つて父や母に話すといふのをきいて喜ばしく思つた。

掲示板に目を注いたのが宣傳になつた

各所の掲字板の勤儉週間記事に世人は目をあまりつけてゐないやうに思はれる。

僕が之に目をつけると向ふから來た人も之に目をつけた。

1、間食廢止
2、利用物品の整理
3、清潔整頓の徹底
4、節約による貯金（貯金總額五八円九〇）
5、時間勵行遲參早引防止（全週を通して遲參者一人のみ）
6、遺し物をせぬこと
7、必要以外の物品を買入れぬこと

二、高松高等女學校
1、早起、成績品を作製展覽會を開きたり（出品點數一、二〇六）
2、缺席缺課を憤む（出席前週に比し四分七厘）（缺課半減）
3、新物品の購入差控へ貯金（貯金總額四一七円〇二）
4、遺失物を絶對にせぬこと（平常の數十點に比し勤儉週間中は數點）
5 間食を絶對にせぬこと
6、金錢收支を記錄せしむ

三、丸龜高等女學校
1、服裝質素（洋服、外套、帽子、下駄等）
2、時間嚴守 遲刻せさること速に歸宅すること

3、物品の愛用 道具類は定位置に置くこと所持品に氏名を付すこと
4、廢物利用
5、貯金參圓五十錢以上
6、勤儉貯蓄に關する標語募集

、大川高等女學校
1、早起時間勵行
2、家事手傳
3、通學時間減少
4、貯金實行保險加入
5、間食廢止

五、木田高等女學校
1、時の節約 勤儉力行等の實行事項十六項目を印刷して生徒に配布して實行せしむ
2、自習時間特設
3、學資金出納簿記帳

六、小豆島高等女學校
1、早起
2、貯金

七、三豐高等女學校

1、時計を正確(正時に合す)にすること
2、早起(午前五時起床)
3、定時より一時間早く始業するも遲參せさること
4、學用品を定位置に置く習慣を作ること
5、家事の手傳をなすこと
6、學用品の忘却遺失をなさざること
7、靴下、足袋、衣類等の補綴を放課後になす事(補綴點數二、〇七三點)

八、高松實科高等女學校

1、始業時を早め一時間多く授業をなす
2、週間中の收支一切を記載提出せしむ
3、家庭に於ける電燈、水道の水の節約

九、藤井高等女學校

1、早　起
2、時間勵行
3、必要以外の消燈
4、日誌並に金錢出納記載

5、必要以外の物品を買入れさること
6、廢物利用
7、家族並に近隣に對して勤儉實行宣傳

十、敬愛高等女學校

1、進んで勤勞に服すること
2、金錢を節約すること
3、時間を勵行すること
4、日常經濟方面に留意すること

十一、明善高等女學校

1、生徒一般に對し實行すへき勤儉要目を各自考定して提出せしむ
2、早起(毎日一時間早く起きて作業又は自習せしむ)
3、時間を空費せさること(往復歩行を速に、雜談せさること、放課後直に歸宅すること)
4、家事手傳(麥稈眞田、養鷄、洗濯、裁縫、炊事等)
5、學用品節約(無駄に消費せさること、大事に取扱ふこと落物せさること)
6、國産物使用
7、廢物利用(糸屑を集め糸玉を作ること、靴下、足袋、衣服、學用品の修理、反故を集むること)
8、間食を廢し相當貯金すること

9、裝飾品全廢(髪飾等)
10、市内等にて電車に乘らす早く歩行すること
11、金錢を出して見物する等は全廢し精々買物をせさること
12、電燈、水道等の使用を節約すること
13、親戚又は長上等より貰ひたる金錢は貯金すること
14、勤儉週間中には必ず貯金すること
15、日誌を記載すること

十二、善通寺高等女學校

1、出席勵行　優良學級選賞
2、貯金(貯金額二五一円六四)
3、貯金釀出の方法調査

十三、坂出實修女學校

1、家事手傳(掃除、炊事、麥刈、麥稈眞田組み等)
2、早起(始業時刻を五十分早くしたり)
3、學校に於ける課業並に作業の勉勵(學科、裁縫、當番作業等)
4、貯金(人員百十人、貯金額三七三円八八)
5、金錢物品時間等の節約(髪飾、放課後直に歸宅すること)
6、廢物利用(糸屑、繼合等)
7、間食廢止(殆んど全員實行)
8、勤儉日誌記載

B、女子中等學校施設例示

縣下に於ける中等學校の勤儉强調期間中の實行事項と其成績、生徒の感想文を調査す、その一例として高松高等女學校の實施事項並に其成績を掲ぐれば左の如し。

高松高等女學校に於ける第三回勤儉强調期間生徒實行要目及其成績

實行要目第一　平常起床時間より三十分以上早起し此の時間を以て各自選む所に從ひ學科成績品を作製せしめ之れを提出せしめしに其點數合計一千二百六點に達したり因て之れを以て展覽會を開催したるに生徒は皆零碎時間の利用の效果偉大なるを體得したりと認む其出品科及學年別點數左表の如し。

學科＼學年	一學年	二學年	三學年	四學年	五學年	合計
修身	一	一	一	一	一	一
國語	九四	四二	二八	二八	四	一九六
歷史	四	四	三	一	一	一二
地理	三五	九	一	一	二	四六
數學	六三	四四	一九	六	四九	一八一
理科	一五	六	五	一	一	二六
圖畫	一	一	五	一	一	七

| 事 | | |

植物採集、廢物利用、座布團、手藝品、裁縫品、糸卷、釜敷、箱類、袋類、肘掛團類、紐類、
衣服類、雜巾、文具類、家具類、麥稈眞田

二、金錢收支記帳及日誌記載

豫算生活の前提として金錢收支記帳及日誌記載を本週間の實行要目としたりしが其結果各生徒は此の要目を實行し其の效果みるべきものあり。

學資簿、日誌記載に當りては廢物利用の一事例として反故を用ひて此を實行したるあり。

三、貯金簡易保險加入狀況

貯金人員	二、九二七人
金額	一、八三〇円九四
保險	
簡易保險加入	二六
新加入	六二
舊加入	二一（金額不明）
一般保險加入	

四、宣傳の模樣と其方法及效果

1、縣委員會にて作製の宣傳びら配布

2、學校の印刷物配布

3、揭示板利用

4、訓話

5、生徒より家庭へ宣傳

6、早く登校せしめ始業前三十分間を自習時間とす

7、每日握飯辨當又は之に準ずる

8、間食廢止

9、遲參、早引、缺課、缺席減少

五、學校及家庭作業

1、學校作業

教室、校庭掃除

寄宿舍整理

物品整理

2、家庭作業

洗濯

炊事

子守

六、實績例示

(イ)、勤儉週實施事項調査表

(三豐高等女學校)

時間勵行 (七日間延人員)			
(一)遲參者 九四人	(二)早引者 二人	(三)缺課者 四一人	(四)缺席者 三四人

作業調		
團體	個人	
(一)校内大掃除 全生徒	(一)足袋修理 五二〇足	(二)靴足袋修理 二七一足
(二)校内草取 全生徒	(三)其他修理 二七九	

金錢收支調		
(一)全く收支せざる者 七七人	(二)收支せし者 四九四	(三)收入總額 五二一圓
(四)支出總額 三六六円五一〇		

貯金調		
(一)貯金者 六一人	(二)貯金總額 二〇九円七〇〇	(三)簡保加入者 九人
(四)保險金總額 九〇〇圓		

家庭勤儉實行調	
(一)平素全く飲酒せざる家庭 二九五	(二)平素全く喫煙せざる家庭 二五一
(三)平素飲酒する家庭 二七六	(四)平素飲酒する家族 三六五
(五)當日禁酒せし者 二六四	(六)平素喫煙する家庭 三二〇
(七)平素喫煙する家族 四六一	(八)當日禁煙せし者 二七六

(生徒數五百七十一名)

六、實績例示

(イ)、勤儉週實施事項調査表

（三豐高等女學校）

（七日間延人員）

時間	(一)遲參者 九四人	(二)早引者 二人	(三)缺課者 四一人	(四)缺席者 三四人
團體作業	(一)校内大掃除 全生徒	(二)校内草取 全生徒		
個人調	(一)足袋修理 五二〇足	(二)靴足袋修理 二七一足	(三)其他修理 二七九	
金錢收支調	(一)全く收支せざる者 七七人	(二)收支せし者 四九四	(三)收入總額 五二一圓	(四)支出總額 三六六円五一〇
貯金調	(一)貯金者 六一人	(二)貯金總額 二〇九円七〇〇	(三)簡保加入者 九人	(四)保險金總額 九〇〇圓
家庭勤儉實行調	(一)平素全く飲酒せざる家庭 二九五	(二)平素全く喫煙せざる家庭 二五一	(三)平素飲酒する家庭 二七六	(四)平素飲酒する家族 一六五
	(五)當日禁酒せし者 二六四	(六)平素喫煙する家庭 三二〇	(七)平素喫煙する家族 四六一	(八)當日禁煙せし者 二七六

（生徒數五百七十一名）

大正十二年九月一日午前十一時五十八分！關東一府六縣をおそつた大震災は、わづかの時間に帝都三十萬の人命と、横濱軍港を奪ひ去りました。其後當局の調査報告に依りますとその損害額は必らずしも一致しない様ですが大体に於て百二十億萬圓と言はれてゐます。日露戰爭に使つたお金が一番澤山の金だと思はれてゐましたがその額よりもずつとずつと多かつたとの事であります。

大正十年十月一日現在の内閣統計局の發表によりますと、日本國中全体の財産、即ち田畑、山林、それより生ずる五穀類及び材木、建築物等を時價に見積つたもの、之を國富と云つてゐますが、その額が大体に於て四百億萬圓と稱せられてゐます、之を日本の總人口を八千萬人として計算すれば、日本人一人前五百圓になるわけです、一人の全財産が五百圓平均とは、一等國民たる日本人に取つて、はづかしいではありませんか。世界一の富國といはれてゐる米國では約日本の十倍三千億萬圓の國富を有してゐます。

然も日本はさつきもいつた様に百億萬圓の損害を震災で蒙つた上に、復興するために日本だけのお金で不足なので、五十億近くのお金を、英、米兩國から借りてゐます、之を我が國富と比較して考へて見ると誠に寒心に堪へぬではありませんか。此の不安狀態から遠ざかるには我々國民各人の共同一致した強い力がなければなりません、それには國民が共同責任を以て國債をかへし、益々富國強兵の名實伴ふようにしなければなりません。その強い力となるものは國民の質實剛健の精神であります、換言すれば國民擧つての勤儉にまつより外ないのであります、勤とは、その人の出來るかぎりつとめることでありま

す、儉とは勤めた結果を有意義にすることであります。いらぬ所や無益なことにむだのお金をつかはない事であります。要するにつとめはげんで得た結果を最大の効果ある様にすることを勤儉と云ひ、一週間つゞけて行ふ所からして勤儉週間と云ふのであります、先日學校でした様な廢物利用も勤儉の意味から出た、意義深い企てであります。

此の勤儉とは男子にもまして女子には特に儉と云ふことが一層必要だと思ひます、一週間だけでなく永くつゞけてゆくことが最も必要な義務だと思ひます。（明善時報より）

（一）、日記

豐陸中等部第一學級第一學年　藤原あさの

九月一日（水曜日）晴　長いお休みも早や過ぎ去つた明日からは愈々始まるので早朝から歸る準備に忙はしいお母さんも色々手傳て下さつた家内の者と別れて觀音寺驛で汽車に乘つたのは午後二時〇五分であつた寄宿舍に歸つて見るとお友達がだいぶん歸つてゐた暑中の積るお話を點呼のなるまで言ひ續けた床につく前に父に宛て無事歸舍したことを葉書で知らせた。

九月二日（木曜日）晴　今日は午前八時半から講堂に於て第二學期の始業式があつた校長先生から第二學期中の心得や勤儉週間に私たちのせなければならないことをお示し下さつた式後は直ぐ教室や學校園の大掃除をした

九月三日（金曜日）曇後晴　山田先生が御病氣でお見えにならなかつたので香川先生が代つてお裁縫を敎へて下さつた夕食後先生に御見舞を書いて差出した

九月四日（土曜日）晴　放課後私たちの作つた品物の展覽があつた其の内には書方圖書や彫刻など澤山並べてあつた

九月五日（日曜日）晴　今日は日曜日だが午前中に鏡ひさしの袷一枚仕上げた

四時頃から守屋さんと二人で西濱の海岸を歩いた

歸つて見ると机の上に田井ヒサノさんからの手紙が來てゐた

九月六日（月曜日）晴　今日は私たちの洗濯の順番に當つたので放課後二三枚洗つた

九月七日（火曜日）晴　田中さんが昨晩から頭痛の爲床についてゐるのでよく見て上げた

八、小學校の部

A、第二回勤儉奬勵強調期間前並に期間中特に適當と認められしもの

小學校施設事項

1、特に遲參せざる樣注意すること

2、活動寫眞其他の興行を見に行かぬこと

3、小學校職員の禁酒禁煙と据置貯金

4、始業時間を三十分早めたること

5、學用品の節約

6、校內の掃除整頓に力を入れること

7、學用品を大切に取扱ふこと
8、學用品を有效に使用すること
9、間食買食を愼むこと
10、家事の手傳は進んでなすこと
11、學校の備品は大切に取扱ふこと
12、早朝旗行列をなし今日は特に何をなすべき日なるかを宣傳すること
13、平易なる唱歌を作成して兒童に歌はしむ
14、掃除時間を短縮し能率を上ぐること
15、勤儉日誌を記すこと
16、學校登校前家庭の掃除整理の勵行
17、學用品檢閲
18、容儀檢閲
19、身體の健康に特に意を留めること
20、放便物の手入修繕をなすこと
21、週間中に於ける消耗品の使用數の調査をなす
22、消費節約實行目十ヶ條の實踐
（一）短くなつた墨は竹挟にはめて使ひませう

（二）短くなつた鉛筆は竹挟にはめて使ひませう
（三）小刀をよくといで鉛筆の心を折らぬように削りませう
（四）筆を使つた後では丁寧に洗ひませう
（五）紙一枚も粗末にはしますまい
（六）クレイオンを折らぬ様に使ひませう
（七）着物履物などはそまつなもので我滿しませう
（八）お辨當は常にたべてゐるそのまゝを持つて來ませう
（九）お金をのこして貯金しませう
（十）お金は無駄に使ひますまい

B、第三回勤儉奬勵強調期間中縣下各小學校兒童實行事項（六月十日より六月十六日）

1、每日三十分始業時を早め自習せしめたり
2、週間中は與行物を觀覽せざる様なしたり
3、可成間食せざる様なさしめたり
4、貯金を奬勵したり
5、校舍内外の清潔整頓の實踐指導をなしたり
6、公德を重んじ水道、電燈を猥りに使用せざる様なさしめたり
7、兒童を通じて簡易生命保險に加入を宣傳したり

8、兒童をして家庭の時計を正確ならしめたり
9、學用品を大切に使用せしめたり
10、早起して神社參拜をなさしめたり
11、必要以外の物を買はない様になさしめたり
12、家庭に於て麥稈眞田及藁細工を奬勵したり
13、學校往復の時間を短縮する様奬勵したり
14、反故の所理をよくする様なさしめたり
15、遲參早引缺席をなさぬこと
16、學用品の檢閲をなし練習帳等の亂雜なる使用者には注意をなしたり
17、左側通行と道路步行の敏捷との習慣を作らしめたり
18、尋四以上に金錢出入表を與へて記入せしめ反省の資料たらしめたり
19、辨當は平常食を持參する様奬勵したり
20、日記々載をなさしめたり
21、ポスターを創作せしめたり
22、廢物利用をなさしめたり
23、苗代の害虫驅除をなさしめたり
24、兒童の力にてなし得る道路改修をなさしめたり

25、家庭近隣の勤儉狀況を調査せしめたり
26、放課後一齊作業(男草履、女雜巾縫ひ、掃除、麥稈眞田等)をなさしめたり
27、通學距離及時間の實測をなさしめたり
28、學習ノート使用法優良なるものを表彰したり
29、勤儉力行者、學用品自己支辨者、成績品保管者、入學以來の皆勤者等を調査し表彰したり
30、神社境内を掃除したり
31、藁草履を奬勵したり
32、兒童をして就寢の際消燈せしめたり
33、据置貯金を奬勵したり

C、小學校の施設(第七回)

一、展覽會

第七回勤儉奬勵强調週間中に於ける製作品を以て展覽會を開催したる其成績左の如し

1、開催數　一三八
2、出品點數　二二一、二三四

展覽會開催と共に品評會を行ひ優等製作品に對しては授賞したるあり
展覽會開催の運に至らざるものにありては回覽に供したるもの數多あり
出品點内譯左の如し

學用品

敎育勅語謹寫、圖畫、書方、作文、標語、ポスター、地圖、裁縫手藝、前掛、手被、脚胖、手提袋、雜巾、巾着、鉛筆鋏、筆入、植物採集、鑛物採集、昆虫の標本

手工

枯土細工　藁工、木工、竹細工

藁細工　下駄の鼻緒、草履、草鞋、敷莚、叭、麥稈眞田、繩、ピンゴモ、カマシキ

木工　名刺入、葉書入、ハシ、ッケギ、小箱、塵取、金入箱

竹細工　火吹竹、花立、栞、團扇、水鐵砲

二、金錢收支記帳及日誌記載

豫算生活に入るの第一歩として自ら金錢の收支を記帳し日誌を記錄し、一つは備忘とし、一つは反省節約以て合理的生活に入るの資料とす。

縣下小學校を通じて此を見るに尋三以上の學年を以て適當に行はれたるも、一、二年に於ては實行困難の事に屬す、二學年生以下にてはなるべく行はしめたり。

其の效果としては貯蓄心の向上したるは特に見るべきものあり

例示

畑田尋常高等小學校金錢收支調

學年	高二	高一	尋六	尋五	尋四	尋三	尋二	尋一
實行數	一四	一〇	三二	一八	一七	一七	六	不明
收入	八、九〇	六、二九	八、七〇	三、八四	三、五六	二、八一	、八二	
支出	一〇、一七	一、九八	三、六六	一、一八	、五七	一、二九	九八	
在籍者に對する實行者の比率順位	2	3	1	4	5	6	7	

金錢出納表

自大正10年9月1日至同9月日

月	日	摘要	收入	支出
9	1	手本金	370	
9	2	申番用紙買金		05
9	6	係紙及び水引買金		05
9	6	校友會費		20
9	6	生徒心得代金		05
		手許殘高	335錢	
			370	35

二女高井藤　三川花子

金錢出納簿　校名　尋常高等小學校　小田村六島豐

收入 月日	收入 摘要	收入 金額	支出 月日	支出 摘要	支出 金額
9 1	殘金	150	9 1		
9 2	母樣ヨリモラウ	500	9 2	カミ1ジヨウ	030
9 3	オツカイニイッテ	200	9 3		
9 4			9 4	コチヤポ	020
9 5			9 5	ゴムケシ	010
9 6			9 6		
9 7	兄樣ヨリモラウ	400	9 7		
		1250			060

殘高＝1円19錢　不足＝　貯金＝1円

九月一日(水)　禁酒禁煙
　内に歸つて話をしたため、酒も煙もすうていませんでした。しかし酒はすこしのんでおりました
九月二日(木)　成績物作製
　朝早く起きべんきやうをしてそうじのてつだいをしました、學校では書取をしてからあたりまいにべんきやうをしました。
九月三日(金)　作　業
　今日は學校で書方をして先生にだしました。内に歸つて子もりをしました。
九月四日(土)　成績物作製
　いつもより早く起き家の手つだいをしました。今日も學校でべつの時間に書方をならいました。
九月五日(日)　奉仕日
　今日は米つきをしました、子もりをしながら道のあむない石やがらすのわれをひろいました。
九月六日(月)　作　業
　やはり早く起き一時間ほど早く學校に行きました。今日はづがを書きました。歸つてからいろ〳〵な手つだいをいたしました。
九月七日(火)　貯金、簡易保險加入
　朝早く起き家の手つだいをして學校に行き貯金をしました。

三、宣傳の模様と其方法及效果
1、宣傳の模様と其方法
イ、縣作製にかゝる宣傳ビラ配布
ロ、同　　以外に學校に於て印刷物を作製し之を配布
ハ、講　　話
九月一日始業式に當り、學校長は縣製ビラを基調として實行要目を說明し、兒童をして理解せしめ、實行に努めしめたり
朝會講話　毎日その日の實行事項を朝會の際講話す
神前講話
廢物利用講話　國民精神に關する詔書奉讀
ニ、特定日には學校にて謄寫刷宣傳ビラ配布
ホ、學校新聞利用
成績物を學校新聞に記載し兒童をして勤勉努力の精神を養はしむ
ヘ、揭示版利用
ト、部落社會板利用
チ、報德會と關連共力
リ、農會と提携

ヌ、登校下校の途兒童をして禁酒禁煙の小旗を持たしむ
ル、兒童を通じて家庭へ宣傳周知せしむ
ヲ、敎師並に兒童作製にかゝる諷刺畫を用ひ一般へ宣傳したるあり
ワ、早起會開催
早起を勵行し檢印す（一ノ宮校、安原校）
1/4馬力「モーターサイレン」を用ひ早起の合圖とす（丸龜）
半鐘合圖
カ、標語募集
勤儉に關する標語を募集し、一等より五等まで授賞し、此により て勤儉奬勵ポスターを募集したり
ヨ、三十分早く登校せしめ成績物を作製せしむ
タ、勤儉週間を終りたる八日、實行狀況につき評を行ひたるあり

例示

高見小學校

1、家庭近隣へ通告せし兒童一三五人中　一三一人
2、ビラを配布し說明を行ひしもの九八人中　九六人
3、兒童實行事項を完全に行ひしもの一三五人中　二五人

兒童實行事項ヲ中以上ニ行ヒシモノ一三五人中　一〇〇人
兒童實行事項ヲ一ッ以上ニ行ヒシモノ一三五人中　一〇人

2、效果と認むべき點

イ、兒童の登校、平日より三十分乃至一時間早くなりたり、始業時まで自習するもの多し
ロ、早起會　本週間中に於ける早起會は延ひて平日に及び早起の習慣を養ひたり（努力者並皆勤者には授賞す）
ハ、遲參減少　出席步合向上、（別表池西校參照）
ニ、時間勵行の念を强めたり
ホ、學用品の浪費少くなりたり
ヘ、一年間に於ける反故を賣却したるに年額二十圓に達したり、此の數額を示して學用品の愛用心を促したるに效果ありたるを認む（高松栗林校）
ト、活動寫眞其他興業物を觀覽したる數減じたり（別表丸龜城乾校參照）
チ、作業を敏活にし、當番の如きは自ら進みて勞役に當る樣なりたり
リ、本週間終了後父兄會を開催し效果を試みるに效果ありたり
ヌ、間食廢止　特に年少者を促して菓子を買はしめざる樣勸誘したるあり
ル、貯蓄心向上（別項參照）
ヲ、必要以外の消燈（同）

ワ、禁酒、禁煙の勸誘に努めたるは別表參照

例示　池田校

學年	缺席										遲參										備考
	一日	二日	三日	四日	六日	七日	一日	二日	三日	四日	六日	七日									
高二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一									
高一	一	三	一	一	一	一	四	七	一八	一五	一五	一五									
尋六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一									
尋五	二	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一									
尋四	五	二	一	三	二	二	六	一	一	二	一	一									
尋三	五	一	二	五	一	一	二	一	一	一	二	一									
尋二	一	一	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一									
尋一	一六	一〇	九	六	九	一六	六四	五	八	四	三	二									

丸龜城乾小學校

在籍者數	活動寫眞觀覽者數	百中歩合	備考
一、一二二	二三	二、〇五	平素は一〇以上

活動寫眞其他興業物を觀覽せざること

之は平素禁止せる所なるも父兄母姉の誘引等より自然常設館に出入するもの少からず、故に此の期間中は絶對に觀覽せざることを誓はしめたり

岡田尋常高等小學校

禁酒禁煙

兒童の實行事項にあらざるも退職後家庭に於て宣傳したる事項より翌日調査したるに大に效果のありたるを知る。

(イ)禁　酒

好める人員	子供の話により中止したる人員	當日飲酒したる人員	備考
三八二人	二〇一人	七三人	

好メル人員ニ對シテ五一、九四ノ中止

(ロ)禁　煙

喫煙する人員	子供の話によりて中止したる人員	當日喫煙したる人員	備考
七四四人	二〇三人	四五一人	

喫煙人員ニ對シテ二七、二八ノ中止

	調査關係兒童數	飲酒喫煙を目撃したる數	同上に對し注意を與へたる兒童數	この注意に從ひたる父兄	この注意をせし父兄
禁酒に關する調	六八一	一三五	一〇五	三七	四四
禁煙に關する調	六八一	二七六	二一六	七三	八七

豐嶋尋常高等小學校

酒				煙草			
禁酒したる者	節酒したる者	平常の通り飲みたるもの		禁煙したる者	節煙したる者	平常の通り喫煙したる者	自己宣傳の效果の有無
一〇二	四四	四六		五二	五四	一一〇	有 五九 無 四五

右表は一般人の飲酒、喫煙の狀況にして自己宣傳の效果有無欄の有は兒童に注意せられて禁酒、禁煙をなしたるもの、數無は兒童の注意するも意に留めざりしもの、數

四、貯金、保險加入の模樣

1、貯　金

人　員　五三、四七三人

金　額　三六、三一〇円九四

2、簡易保險加入

人　員　三三人

金　額　三九円三〇

3、

イ、週間中各自十錢以上の貯金をなしたり

ロ、九月七日を貯金日として實行事項の一に加へたれども、毎月十五日又は廿五日を貯金デーとして實行し來れるもの多々あり、此が取扱に當りては學校又は局員の出張を請ひて勸奬せり

ハ、簡易保險加入成績の擧らざるは、町村に於ては郵便貯金又は信用組合に預金するもの多きと調査困難とに基因す

五、小學校生徒の實行事項として奉仕作業は其項目に屬せざれども、從事作業として奉仕日になされたる成績左の如し

作業種類別	團體數	備考
學校内大掃除	一三	
運動場、庭園新設修繕	一二	高學年ニ行ハレタリ
道路橋梁堰修繕	二三	
社寺墓地參拜掃除	三六	
傾所掃除	四	高等科女子ニヨリ行ハル
農業實習地作成擴張	五	
地均奉仕	四	

路傍事故	五	
危險物投入箱設置	二	
落書抹消	四	
時報（寺の鐘）	二	
不具者への親切	一	
村有山林の手入	一	
メートル法宣傳	三	
麥稈眞田競技會ビール卷藁作成	一一五	
計	一一五	

勤儉奬勵實績調査

（川津小學校）

一、成績物作成　作業從事の模樣と其成績物展覽會の成績

イ、成績物作製品展覽會に於ける出品點數と其內譯

1、麥稈眞田	六三點	
2、圖書	五一點	
3、繩	六〇點	
4、綴方	一〇五點	
5、裁縫	三點	
6、日誌	五九點	
7、理科應用玩具	一九點	
8、金錢收支記帳	一六點	
9、書方	七五點	
10、手藝品	二六點	
11、手工	二四點	
12、葉細工	一八點	
13、集品	二點	
計	五二一點	

ロ、作業從事の模樣と其出來高

全校兒童一般に九月一日の始業式に於て其趣旨を宣傳し各學級別に其成績を調査せり其の結果次の如し

1、臥製造者	六〇人	百十九圓六十錢（千三十一枚）
2、臥繩掏ひ	一〇六人	八百七十三束
3、麥稈眞田	一九五人	百十九圓九十九錢五厘（三百九反）
4、薪取	三四人	八圓四十五錢賣上高
5、まつがさ賣	三人	一圓五十五錢賣上高
6、開墾手傳	一人	

7、畑の草取	三人		
8、掃除	九四人		
9、裁縫	六八	單衣三枚、四つ身單衣三枚、雜巾二枚	
10、洗濯	二八		
11、炊事	五五人		
12、子守	一三八人		
13、學校園除草	四七人		
14、草履作り	二三人	九一足	
15、風呂焚	二三人		
16、部落道路草刈反古拾ひ修繕	各部落毎に從事せしむ		
17、麥稈摘み	六七人	二一七貫	

尙各學級に於て特に各受持の奬勵せし點を列擧すれば次の如し

第一學級高二男　共同作業として學校運動場に土砂搬入、人員二十四人、面積十五坪
　各兒童家庭に於て家事手傳に勉勵せしむ
第二學級高二女　早起及夜業を以て毎日約二時間各種勤勞作業に從事せしむ
第三學級高一男　共同作業を主としてなさしむ
第四學級高一女　神社佛閣道路の掃除せるもの十二人あり

第五學級六男　級生を四組に分ち校庭の草刈井戸濬を四日間に於てなす而して學校家庭部落と三樣の作業をなしたり

第六學級六女　每朝家人に先んじて早起をなさしむ

第七學級五男　勤儉週間中學校家庭生活を通じて緊張せる生活、經濟的活動の努力に專念せり

第八學級五女　時間尊重及勵行に努めしむ

第九學級四男　本週中時間勵行以て經濟活動をなせり自己收入となる活動を五日以上續けしもの三十名あり

第一〇學級四女　出來るだけ仕事を多くなさしむ

第一一學級三東男女　學校に在りては敎室及運動場の掃除手入を入念になさしむ

第一二學級三西男女　學校作業は特に叮嚀を主とせり

第一三學級二東男女　每日一人桑摘をなし籠に三杯づゝの作業をなさしむ

第一四學級二西男女　學校內に在りては七時半までに敎室の整理整頓をよくす、尙家庭及學校のカラッ物の破片を拾ひし者ありたり

第一五學級一東男女　一年生と雖も手にかなへる作業に從事せしむ

第一六學級一西男女　同上及早起をなさしむ

二、勤儉奬勵宣傳の模様と其方法効果と認むべき點
別項の通り
三、貯金保險加入の模様（總金額人員）
1、貯金總金額　二五〇円八八〇
2、保險總金額　〇円一〇〇

勤儉奬勵宣傳の模様と其方法効果と認むべき點

學級	學年	宣傳の模様と其方法	効果と認むべき點
第一學級	高二男	勤儉宣傳びらを各家庭に配布各部落目抜の個所に掲示	高等科兒童は毎朝家庭作業又は仕事に從事し多忙なるに關らず一人の遲參者もなかりき
第二學級	高二女	朝五時起床の合圖として鐘太鼓を打ちしもの十一名、處女會員に宣傳して早起、發會率仕事業貯金等の實行奬勵に努む	全級早起儉素を嚴守して緊張の氣分に滿つ
第三學級	高一男	兒童を通じて家庭に宣傳す	午前五時に起床せるもの二十九人、時間を利用して眞田を組むもの十六人、子守一人、叺たて十一人、繩除六人、草履作り二人
第四學級	高一女	午前五時前起床して午前五時を合圖に部落の鐘をつき村民の早起を促し或は家庭に於て父母兄弟等に勤儉を進む	村全般に勤儉週間の觀念を與へたり、五時起床登校までに仕事せるもの二十五名、勉强せるもの六名、夜業をなせるもの二十六名
第五學級	六男	修身の時間に一時間を割きて現時の日本の狀態より各個人の具體的實行にまでの調話を試む、宣傳びらを各個に持歸らしめたり	其結果は日誌によく表はる例仕事の量平素よりも多く遲參等も殆どなし
第六學級	六女	每朝家人に先じて（五時以前に）早起をなすこと、三十分前に登校することを嚴守すること	一週間を通じて嚴守せしもの五十三名中四十二名、貯金者三名增加四十一名となれり

同上人員　四一七人
同上人員　一人

學級	學年	宣傳の模様と其方法	効果と認むべき點
第七學級	五男	每朝第一時限に反省及實行事項を聞き尚家庭に宣傳せしむ	實行模樣を聞くに相當効果を認むることを得起床時を嚴守せしもの四六名、學校當番任務豫習復習を確實にす
第八學級	五女	早起の鐘を撞つもの一人、父母兄弟に勤儉を勤むるもの四十五人、學校に三十分早く來る者三八人	早起四時半起床五人　五時起床四十二人、早寢八時十二人、九時三十四人、普通の日より仕事を多くせしもの四十名、儉約せしもの廿四名
第九學級	四男	毎日趣旨の徹底を計れり、時間の利用に關しては具體的に示したり	起床時午前五時嚴守し得たるもの三十五名、其効ありしと認む、復習豫習を毎日せしもの四〇名、就寢時午後九時四十二名、家業を毎日助けしもの四二名
第十學級	四女	父兄に勤儉を進め、起床時間を守り、下級兒童を伴ひて三十分前に登校し、出來るだけの儉約、仕事を多くすること等を兒童と約束す	兒童に非常に緊張し放課後も學校に居殘るものなく、復業が終れば走る如くにして歸宅せり
第十一學級	三東男女	兒童を介して勤儉週間なることを周知し實行事項の實行を促せり	宿題は定例よりも二倍のものを出せしに何れも熱心になし中にはより多くせしものもありたり、貯金總額貳拾壹圓五拾五錢に上れり
第十二學級	三四男女	豫習又は修身の時間に勤儉週間中の心得を兒童に敷衍の例をあげて奬勵せり	時間を守つたことは特筆すべきことである、遲參者等未だ一人も見ず
第十三學級	二東男女	朝處女會員の合圖に起床することを平素より仕事を多くする樣奬勵せり	父母又は親類から金を貰つたが使はなかつた朝早く起きて手傳をした、定まれる仕事をして後更に子守をした
第十四學級	二四男女	豫習時限三十分を算術讀方學習の時間とし勤儉週間早起を頭に持たしむるため、歸宅後は家事の手傳をして見よ完全に出來なくても自ら進んでして行け父母兄弟に勤儉週間なることを知らしめ、朝一番早く起きて色々なことをせよ等を朝少しづゝ話した、大分の子供は朝早く登校せり	
第十五學級	一東男女	早起早寢することを嚴勵す	全級兒童によく行はれたり
第十六學級	一四男女	早起（五時）することを奬勵す	全級兒童によく行れたり

第七回勤倹強調週間宣傳標語

（紀伊小學校生徒作製）

第一等當選

一、汗の油で働いて御國の借金拂ひませう　高三　久保サカエ

一、勤倹で働く身には憂なし　高二　戸川重夫

第二等

一、勤倹は御國の爲や家の爲　高二　石川文惠

第三等

一、汗の油で働いて出來たお金は貯金せよ　高二　東ちよ子

一、勤倹は口で言ふより心掛　高一　大西峯夫

第四等

一、いらぬお金は貯金箱　高三　今城正夫

一、禁酒禁煙國の爲　高三　藤川善治

一、酒禁じ煙草も捨てゝ貯金せよ己が身の爲國の爲　高一　久保義隆

一、酒と煙草は貧乏の近道　高三　菰田一

第五等

一、酒もおよしよ煙もお止め勤倹力行吾身の爲よ進み〳〵んでいつまでも　高二　小出芳滿

自覺　○早起しませう　○時間の勵行しませう

○公共物を愛用しませう　○公會には出席しませう

永續　小豆郡西村尋常高等小學校　尋二　畑口クラ子

日	曜	週間行事	日誌	作業物名	金錢收支		實行習慣
九月一日	水	禁酒禁煙反省日	あさおきてこうぢんさまへおまへりしてかへりましたそれからうちのそうじをしてがくかうへ行きましたがへつておつかひに行つたりしおそうじをしました		入錢		○○金必要の以外收支は物記を帳簿しはまぬせこうと
					出錢		
九月二日	木	校内大掃除	今日も早おきして四時におきざしきをはいたりしたら大へんきもちがよくなりましたそれからごはんをたべて學校へいきましたよくべんきやうをしてかへりました		入錢		
					出錢		
九月三日	金	神社境内掃除	五時におきてこしらへをしておつかひに行きましたがくかうへいつてべんきやうをしました		入錢		
					出錢		
九月四日	土	道路愛護	あさおきてざしきをはいてがくかうへいきました三じかんべんきやうしてかへりましたおさらいをほりにいつたばんにはれえちやんにおもしろいはなしをしていただきましたおもしろかつた		入錢		
					出錢		
九月五日	日	奉仕日落書抹殺	けふは日ようで家をはいたりぞうきんかけをしましたしばらくべんきやうをしてからみよこさんとあそんだりあたらしいよみかたの本をよみましたおひるからしんるいへおつかひにいきました		入錢		
					出錢		
九月六日	月	作業物の整理	がくかうからかへつてからおつかひにいつたり弟の子もりをしたすずしくなつてからおともだちとはまべへでてあそびました		入錢		
					出錢		
九月七日	火	貯金日	はやおきしてざしきをはいてわたくしがようじをしていただいたおかれでけふのちよきんをしましたひるからてんらんくわいをみにいきました		入錢		
					出錢		

四、勤儉奬勵より生れたる美談

丸龜市福嶋町佐藤長九郎氏の大正元年以來集金取纏に努力すること十三ヶ年遞信局より數回表彰されたり（第一回）

丸龜市西平山町森留吉氏は他家に奉公の身なるに係らず勤儉貯蓄をなし一昨々年關東震災の際の如き金五十圓を義捐したる篤志家なり。（第一回）

丸龜市中府氏家銀四郎氏は敬神家にして性質温良一般の氣受宜敷終始一貫勤儉實行に努め社會事業に貢獻したる等一般市民の模範たり。（第一回）

勤儉奬勵に對し他に勸奬し又は一般の範となるべき美事

會又は氏名	所在地	概要
庵治村産業組合	木田郡庵治村	ニニ〳〵貯金を勸誘
平井	同 平井町	部落懇話會に貯金奬勵
池田佐一	大川郡引田町	貯金勸誘
引田	同	宣傳其宜しきを得
三本松町報德會	大川郡三本松町	御眞影奉戴記念として兒童に貯金帳を配布す
高篠村字羽間道下組合	仲多度郡高篠村	組合長篠原和一の盡力にて貯金の成績を擧げたり
奥北村中部共同貯蓄組合	仲多度郡奥北村	平田嘉次郎氏の勸誘にて貯金の成績向上せり
田岡源市	仲多度郡神野村	村役場の書記にして貯金規約を定め熱心に貯金を奬勵せり
鳥取治郎八	三豐郡笠田村	自ら持する事極めて勤儉にして公共事業に寄附し三豐聖人として尊敬を受け居れり

五、貯金の狀況

1、貯金概況

A、庵治村

1、ニニ〳〵貯金規程

第一條 本貯金ハ預ケ主ノ希望ニ應シ本規程ニ依リ掛込金ヲ契約期間中引繼掛込タルトキハ滿期日ニ於ヲ約定ノ金額ヲ貯金證書ト引換ニ預ケ主ニ拂渡スモノトス

第二條 本貯金ノ約定金額ハ一口ニ付金貳拾圓以上トス

第三條 本規程ニ依リ貯金ヲ爲サムトスル者ハ當組合所定ノ申込書ニ記名調印ノ上組合ヘ提出セラルヘシ當組合ハ第一回掛込金ヲ領收シ直ニ貯金證書ヲ交付スルモノトス

第四條 本貯金ノ第一回掛込金ハ契約ノ日第二回以後ハ毎月同日迄ニ掛込マルヘシ、當組合ハ其ノ都度貯金證書ヘ領收ノ記載ヲ爲スモノトス、但シ貯金證書掛込欄ノ餘白盡クルトキハ別ニ掛込帳ヲ交付スルモノトス

第五條 預ケ主若シ掛込期限ニ掛込ヲ爲サヽルトキハ其ノ掛込ノ日迄掛込金拾圓ニ付一日參厘ノ割合ニヲ利子ヲ申受クヘシ尚期間後三箇月以上掛込ヲ爲サヽルトキハ解約シタルモノト見做ス

第六條 本貯金ハ滿期日至ラサレハ支拂サルモノトス、已ムヲ得サル事由ニ依リ解約セシトキ又ハ解

約ト見做シタルトキ亦同シ但シ組合脫退ノ場合ニ於テハ此ノ限リニ非ス
前項解約ノ場合ニ於ケル掛込金ニ對シテハ別ニ組合ニ於テ定ムル處ノ利率ニ依リ利子ヲ附ス前項但書ノ場合亦同シ

第七條　本貯金證書ヲ損傷又ハ滅失シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ當組合ヘ届出ラルヘシ當組合ハ相當手續ノ上更ニ新證書ヲ交附スルモノトス

第八條　本貯金印鑑ヲ紛失其ノ他ノ爲改印セムトスルトキハ其ノ旨届出ラルヘシ

第九條　本貯金ノ掛込金ハ別ニ之ヲ定ム

2、申込書形式

第　號　　ニコニコ貯金申込書

一金　　約定金額

一回掛込金　金

掛込期日

滿期日　大正　年　月　日

前書ノ通リ當組合ニコニコ貯金規程ニ依リ貯金可致候條此段及申込候也

大正　年　月　日

木田郡庵治村　番

預ケ主氏名印

有限責任庵治村信用販賣購買利用組合御中

◎備考　申込書ノ印鑑ヲ以テ本貯金拂戻印鑑ト致シマス

B1、三豊郡笠田村に於ける貯金調

（大正十三年十二月末現在）

小學兒童	一人平均 一五円九九九
青年團員	四〇、一七〇
處女會員	三二、二七〇
農事改良組合の据置貯金	一萬二千圓（十五組合）
信用組合貯金高	二十四萬圓

2、大川郡に於ける實績左の如し（第一回）

人員	貯金額	新規申込人員
二、八四〇	二二、一〇二円一〇	九五八

3、木田郡平井町に於ける實績左の如し

	第一回	第二回

4、大正十四年六月末部落別勤倹貯金成績表

職業	人員	金額
青年	一四〇人	五六、〇〇〇円
女子	一五〇人	三一、五〇〇
児童	一二〇人	七八、五〇〇

組合部落名	現住戸数	貯金人員	貯金金額	一人平均貯金々額	懈怠人員	懈怠回数	未貯金貯金し得るもの	貯金し得さるもの人員	組合部落名
江村	三六	二九	二四、〇〇〇円	八二〇円	一	一	一	一	塩江村
北谷部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	北谷部落
中谷部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	中谷部落
引盛生部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	引盛生部落
下小川部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	下小川部落
所山部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	所山部落
内筋田部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	内筋田部落
地川部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	地川部落
所山部落	三五	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	所山部落
合計	三六	二九	二四、〇〇〇	八二〇	一	一	一	一	合計

3、大正十四年六月末部落別勤倹貯金成績表彰採点表

成績順位表彰等位	組合部落名	人員	点数	回数	点数	貯金し得るもの人員	貯金し得さるもの人員	採点計数
一	塩江村	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
二	北谷部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	中谷部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	引盛生部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	下小川部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	所山部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	内筋田部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	地川部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
三	所山部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	合計	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	上蒼在部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	中谷部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	盛生部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	小東馬部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	後川部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	盛川部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	御殿場部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	四川部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	場部落	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	四〇〇
四	川

| | | |

二、第七回勤倹奨励強調週中間信用組合預金調

拂戻人員	拂戻金額	貯金人員	貯金金額
一、二六二	二、四四八、六六	四〇	三、四三五、六六
九四二	一、八六七、九七	三六	二、五四九、六六
一、二六二	二、四四八、六六	四〇	三、四三五、六六
一、二六二	二、四四八、六六	四〇	三、四三五、六六
一、二六二	二、四四八、六六	四〇	三、四三五、六六
一、二六二	二、四四八、六六	四〇	三、四三五、六六
一、二六二	二、四四八、六六	四〇	三、四三五、六六

三、縣下産業組合貯金成績調

但し學校、青年團、處女員會等の團體的預金は除く

拂戻人員	拂戻金額	貯金人員	貯金金額
一、〇〇七	二、七七一、七一八	一、七六五	二、七三八、〇七一、四八四

四、縣下産業組合貯金調（第一回）

郡市名	貯金人員數	貯金總金額	同上ノ內新規申込人員數	同上貯金總額	拂戻人員數	拂戻金額
丸高三仲綾香小木大計	一、六四三	三、三六〇、三四九	六三	一〇、六八四、九四一	三六一	九、九四一、〇〇〇
龜松豐多歌川豆田川	一、六四三	三、三六〇、三四九	六三	一〇、六八四、九四一	三六一	九、九四一、〇〇〇
市市郡郡郡郡郡郡郡	一、六四三	三、三六〇、三四九	六三	一〇、六八四、九四一	三六一	九、九四一、〇〇〇

五、縣下産業組合增減調（第一回）

郡市名	貯金人員數 增	貯金人員數 減	貯金總金額 增	貯金總金額 減	同新規申込人員數 增	同新規申込人員數 減	同貯金總額 增	同貯金總額 減	拂戻人員數 增	拂戻人員數 減	拂戻金額 增	拂戻金額 減
大川郡	四三	一	三、五六〇、〇〇〇圓	一	一六〇	一	一、五六〇	一	三	一	九、三一一、〇〇〇圓	一

木田郡	一、二七九	—	—	七、〇三二、三七	二九七	—	—	—	—	三〇	—	二一、一一四、八八
小豆郡	九四一	—	一四、四一六、〇〇	—	八七五	—	三一、二一九、〇〇	—	—	四八	—	二一、八八〇、〇〇
香川郡	六二	—	五二、二四	—	—	二	—	三一六、三八	—	三五	—	五、九五四、七九
綾歌郡	一、五三七	—	一二、二四八、〇〇	—	二三三	—	一、六七七、〇〇	—	—	二四	一〇、〇七七、〇〇	—
仲多度郡	—	五四	二、〇七四、五七	—	一	—	二、九一四、〇八	—	三	—	—	三、二四〇、六三
三豊郡	八四一	—	—	一、五八九、〇四	四五八	—	—	二九、二八	—	四〇	—	一、〇七八、二六
高松市	六〇	—	二八七、九二	—	三七	—	四、六五〇、一五	—	—	三七	—	一、五六八、九九
丸龜市	一一	—	—	一四、三三二、九六	一一	—	七、二九八、〇一	—	—	—	—	三〇、二九五、四三
計	五、一三三	五四	六三、六六一、七三	二一、九五四、三七	二、〇六一	二一	五〇、五六五、二五	三四五、六六	二六	二一四	三九、一九九、〇〇	八四、五三二、九八

4、郵便貯金

イ、郵便貯金

一、第二回勤儉奬勵强調週間中に於ける郵便貯金成績調査表

	自二月十五日 至同廿一日	前一週間に對する增減 增	前一週間に對する增減 減	備考
貯金總人員	三三、五四七人	一五、一一〇人	—	
貯金總額	一三四、一七七、三八円	二三、六五五、三七円	—	
右の中新規申込人員數	三、四〇二人	一、五九四人	—	
同貯金額	一九、七五六、八四円	三、二一二、四五円	—	
拂戻人員	四、九四七人	二〇二人	—	
拂戻金額	一四七、九七〇、六七円	—	一五、三三六、二四	

二、第七回勤儉奬勵强調週間中に於ける郵便貯金成績調査表

貯金額	七九、一五三、八八円
同上人員數	一六、一九三人
拂戻額	九七、七六九、三四七円
同上人員數	二、〇六九人

但し學校、青年團、處女會員等の團體的貯金を除く

ロ、簡易保險加入狀況

一、第二回

第二回勤儉奬勵强調週間		前一週間に對する增減 增	前一週間に對する增減 減
保險新規申込人員	一、四六五人	一、〇四四人	—
同月額掛金	七四二、五五円	五〇八、三五円	—

二、第七回

保險加入者數　二、〇一九人

同上月額掛金　六九一、七〇圓

但し學校、青年團、處女會員等の團體的保險加入を除く

六、結

大正十三年十一月十日第一回勤儉奬勵強調運動のありてより回を重ぬること茲に七回本運動の始めに當りては、單に皮相の見解に囚はれ、動々もすれば、誤解せる向も多々ありしが、年を經、回を重ぬると共に一般の理解も增進し、其施設、實績に於て稍々見るべきものあるに至りたりと雖も、未だ徹底し豫期の結果を得たりと言ふべからず。

過去を顧み、既往を省察し、將來の計を樹つるを以て緊要のことゝす。

思ふに勤儉の意義たるや、時間的能率を增進するを以て勤とし、金錢的能率を增進すると共に、消費の節約を爲すを以て儉と爲す。

勤と儉との軌道に立ちて現下我邦難局の打開に努め、本運動當初に於ける目的達成の日を近からしめ、以て其良風を馴致し、縣民擧げて此の惇風を樂まんことを期せざるべからず。

附

錄

勤倹奬勵當選標語

（大正十四年一月募集）

一等　伸びて働け屈んで暮せ。　高松市鹽屋町八〇　新田貫四郎

二等　勤倹を忘れた罰は五十億。　仲多度郡南村　中北武助

二等　むだの枝葉に鋏をいれてチヨキン〳〵とつむがよい。　綾歌郡山内村　植田溜

三等　勤倹は口で言ふより心がけ。　香川郡川東村小學校　川田瀧美

三等　働く人にはつかふ暇なし。　高松市尋高小學校　田中政太郎

三等　勤倹は信用の尺度なり。　大川郡石田村　田中コギク

一、國に報ゆる一として贅澤品は止めませう。

二、働け、蓄へよ、御國の爲めに。

三、百萬の富を得るも失ふも、之は一錢の使ひ方による。　（丸亀高女）

四、一日一錢、二日に二錢、十年積れば金の山。
五、時計がチョキン(貯金)〳〵と鳴つてゐる。自分も負けずに貯金しませう。
六、一錢を笑ふ者は一錢に泣く。
七、國利民福も一人の勤儉より。
八、さつさ働け、働く汗は金と寶をつくり出す。
九、老後の樂は貯金なり。
一〇、勤儉貯蓄は國の榮え、身の榮え。
二、國家の負債も一錢より。
三、幸福の扉は貯金の鍵によつて開かれる。
三、幸福の第一歩は貯金より。

大川郡支會

勤儉奬勵鴨綠江節

一、國の爲世の爲己が身の爲に働くことゝ節約を長く遣りましよ眞劍にお祭(又)騷ぎじや甲斐がない。
二、家毎に時計は掛けて置きながら人の心の緩にて集る時間にや遲れ勝ち「ネジ」を(又)かけましよお互に
三、一時にいらぬ着物を數造り末は箪笥の埋め草偶に着るべき時來ても時代が(又)遲れて間に合はぬ。
四　今の世に一番浪費の多いのは婚禮仕度に諸宴會一時の見榮が人知れず長き(又)苦勞の種となる。
五、あれを見よ根なき草木は直ぐ枯れる何程宣傳して見ても信なき實行直ぐに止む本を(又)養へ信念を。

功成と勤儉

幸福の爲に

第六回勤儉奬勵强調期間

二月十五日	(月)	禁酒日
二月十六日	(火)	
二月十七日	(水)	禁煙日
二月十八日	(木)	
二月十九日	(金)	
二月二十日	(土)	貯金日 保險日
二月二十一日	(日)	反省日

▽あなた今日無駄はありませんか？

▽今日一日を愉快に働きませう！

一週間ヲ通ジテ實行

早起
時間勵行
公共的設備愛用
金錢收支記帳
必要品以外ノ物品不買
公會出席

香川縣

勤儉奬勵香川縣委員會

第七回

勤儉強調週間

自九月一日至九月七日

香川縣

勤儉奬勵香川縣委員會

自覺	實行
節酒	九月一日（水）禁酒日　禁煙日
早起	關東大震災反省日
時間勵行	關東大震災ニ關スル講演會
公共的設備愛用	九月五日（日）奉仕日
金錢收支記帳	九月七日（火）貯金日簡易保險加入日
必要以外ノ物品不買	
公會出席	

永續習慣	
節酒	節煙
早起	
時間勵行	
公共的設備愛用	
金錢收支記帳	
必要以外ノ物品不買	
公會出席	

實行	自覺
九月一日（水）禁酒日　禁煙日	節酒
關東大震災反省日	早起
關東大震災ニ關スル講演會	時間勵行
九月五日（日）奉仕日	公共的設備愛用
九月七日（火）貯金日簡易保險加入日	金錢收支記帳
	必要以外ノ物品不買
	公會出席

（四七四）　勤儉強調週間ニ關スル件　香川縣

香川縣勤儉奬勵委員會

勤儉強調週間ニ關スル件

勤儉強調週間ニ關シ別紙ノ通リ決定シ實行方ニ關シ左記ノ通リ通牒ス

記

一、勤儉強調週間ハ九月一日ヨリ同七日迄トス

二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リトス

三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ週間後ト雖モ引續キ實行スル樣指導セラレタシ

四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

二十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

三十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

四十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

五十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

六十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

七十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

八十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

九十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百二十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十四、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十五、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十六、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十七、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十八、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百三十九、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百四十、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百四十一、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百四十二、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知セシムル樣適當ノ方法ヲ講ジ實行ノ徹底ヲ期セラレタシ

百四十三、勤儉強調週間ニ於ケル實行事項ハ別紙ノ通リ印刷ノ上配布スルニ付其ノ實行ニ關シ一般ニ周知

第五回	勤儉強調期間
十一月十日（火）	御詔書奉讀日、禁酒日
十一月十一日（水）	
十一月十二日（木）	
十一月十三日（金）	禁煙日
十一月十四日（土）	
十一月十五日（日）	
十一月十六日（月）	貯金日、保險日

時間勵行（時間を守つて他人にめいわくをかけぬこと）
公共的設備愛用（水道ガス電氣など節約）
金錢收支記帳（豫算生活をなすために）必要以外のものを買入れぬ事
お互に
國產品を愛用して輸入超過をふせぎませう
お互に
公共的設備の利用に氣をつけて共同生活の安定をはかりませう

香川縣
勤儉奬勵香川縣委員會

勤儉力行

▣勤儉は口で言ふより心がけ

▣勤儉は信用の尺度なり

六月

十日	（水）	今日は喫煙をやめませう
十一日	（木）	
十二日	（金）	
十三日	（土）	今日は飲酒をやめませう
十四日	（日）	
十五日	（月）	今日は此の週間に節約し得た金を預けませう
十六日	（火）	

此の週間を通じて下の事を行ひませう

早起
時間勵行
必要以外の消燈
金錢の收支を記帳すること
必要品以外の物を買入れぬ事

勤儉奬勵香川縣委員會

金錢出入記入票

日	摘要	收入	支出	殘高
		円	円	円

昭和貳年四月貳拾五日印刷
昭和貳年四月參拾日發行

編輯兼發行者　香川縣勤儉奬勵委員會
（香川縣廳內）

印刷人　田村市太郎
香川縣高松市南瓦町四一六ノ二

印刷所　日本印刷所
香川縣高松市南瓦町四一六ノ二